

平成28年3月第3回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成28年3月4日第3回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

11番 鞠 子 幸 則 12番 大 槻 和 弘

13番 百 井 いと子 14番 鈴 木 邦 昭

15番 木 村 満 16番 熊 田 芳 子

17番 佐 藤 ア ヤ 18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	吉 田 美和子	健康推進課長	岡 元 比呂美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	櫻 井 禎
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	代表監査委員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、15番 木村 満議員、16番 熊田芳子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

15番。木村 満議員、登壇。

〔15番 木 村 満 君 登壇〕

15番（木村 満君） おはようございます。15番木村です。

震災から5年がたとうとしております。亙理町の復興計画においては、復旧期から再生期を終え、集中的な発展期へと移行しようとしております。そのようなときに、町政に携わることを考えると、常に身が引き締まる思いであります。町民の皆様から負託を受けた4年間、みずからの経験と知識を最大限生かし、最後までしっかりと臨んでまいり所存でございます。初めての一般質問ではありますが、明瞭な質問に心がけ、議事の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

通告に従い、3点質問させていただきます。

1点目。町民の健康増進における町民体育館の使用状況について。

2点目。本町における操業支援及び開業支援の施策について。

3点目。地元経営者の経営支援計画についてであります。

通告の1点目。町民の健康増進における町民体育館の使用状況について、2点お伺いいたします。

(1) 本町におけるメタボリックシンドローム該当者は、国保データシステムによると同規模町村の平均と比べ高い数値となっております。メタボの原因として運動不足が上げられます。適度な運動は、高齢者においては筋力の維持にもつながり、車いすや寝たきりを防ぎ、生き生きとした生活が送れます。結果として、ふえ続ける社会保障の抑制にもつながります。また、40代、50代の健康状態がその後の認知症発症率に影響があるとの報告もあります。このことから、行政としては町民が運動する機会を確保するとともに、運動による健康維持を推進する必要があると思います。

その一環として町民体育館をもっと身近に利用できるようにすべきと考えます。そのために、震災前と比べ体育館の利用数が減っている沿岸部の町民体育館にて運動する機会、例えば個人で参加できる体操教室などイベントをより回数をふやしてはどうでしょうか。理由は3点。1点目、体育館は、本来団体利用を基本に置いているところですが、ライフスタイルが多様化する現代においては、団体に属するか否かの判断がより自由になっております。よって、自分の都合に合わせて運動ができる環境づくりが必要です。2点目、先ほどとは逆の考えになりますが、なかなか既存団体に入会することにちゅうちょしている方も多く思います。そのような方が個人でも参加できるようになり、コミュニケーションの輪を広げるきっかけになり、そこから団体への運動が始まることもあると思います。3点目、体育館への来館回数の上昇が結果として運動の促進になります。

以上のことから、町民体育館に、特に沿岸部の町民体育館を活用した個人でも参加できる運動の機会の提供が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 体育館関係についてのご質問ですので、教育長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、町民体育館の所管は教育委員会生涯学習課ということでございますので、私のほうから木村議員にお答えいたします。

東日本大震災以降は、ご案内のとおり沿岸部の体育館が被災したため、佐藤記念体育館、あるいはB & G海洋センター体育館及び仮設住宅集会所で町民の体力の維持増進や、参加者の相互交流を図ることを目的に体力づくり教室、あるいはいきいきスポーツ教室などを継続的に実施しているところであります。平成25年7月に荒浜体育館及び吉田体育館が復旧工事を終えまして、業務を再開しましたけれども、当時は震災の影響によりまして住民の数が減少していたため、地域の関係団体と連携し誰もが気軽に参加でき、参加者同士の交流も図ることができるニュースポーツ等を行ってきました。震災から5年が経過するというところでございますので、来年度、平成28年度からは荒浜体育館及び吉田体育館においても震災前に開催していた教室等を再開したいというふうに考えております。

そういう意味からも、住民の方々が運動しやすい環境整備に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 震災前と同様に開催していただけたとのことでしたが、沿岸部においては、震災前と違い住んでいる人が減っていたり、コミュニケーションの再構築が必要であったりと、震災前とは状況が多少変わっております。よって、メンタルヘルスに効果的な運動であったり、コミュニケーションの輪がより広がるような運動というものの提供が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 震災で被災したところで、人口が流出しているということは重々わかっております。そういう関係からも、新しいコミュニティづくり、そしてまたそこにいらっしゃる方々の健康保持増進というふうなことで、気軽なスポーツは非常に大事だろう。特に、コミュニティづくりには大変有益なものがスポーツで、お互いに親睦を図ることが非常に大事だろうと思います。そういう中で、メンタルヘルスも含めた教室等も今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 了解いたしました。

それでは、（２）に移ります。町民体育館において個人や少数の利用においても費用の徴収がされている場合がございます。体育館の有効活用の点から、貸し切りを伴わない場合については利用料金を免除したら利用者がふえると考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。団体で利用する場合など、予約して体育館を利用する場合には使用料が発生しますが、当日に予約の利用者がおらず、体育館があいている場合に利用する際の使用料につきましては、亶理町町民体育館条例第7条第1項の規定により徴収しないこととなっております。ただ、その場合の使用手続につきましては、亶理町町民体育館管理規則第4条第2項の規定により施設に備えつけてあります個人使用簿にご記入の上、ご利用いただくことになっております。

また、町内にはご案内のとおり町民体育館が3施設、B&G海洋センター体育館、計4施設あるわけですが、大会等で利用するため使用できない場合を除いては、原則として毎週土曜日午前9時から午後5時まで一般開放しておりますので、ぜひご利用いただければというふうに思っております。今後におきましても、引き続き町民の方々が利用しやすい施設の管理運営に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 亶理町の体育館条例の第7条に規定されておることなんですけれども、この点については私自身も確認させていただいております。ただ、現状として小中学校の学生が学校が休みであったりだとか、雨の日に体育館があいているということで体育館を利用しようとしても、費用が徴収されているという現状があります。本町における小中学生の肥満率というのは、ほとんどの学年において宮城県、あとは全国平均を上回っており、大変残念な結果なんですけれども、小中学生の運動不足の改善の一つ、体育館利用そのものにつながるかどうかは別として、その一つとして町民体育館の利用率の向上があると思っております。テレビゲームとかスマートフォンとか、体を動かさない遊びが主流になっている中、低額とはいえ、小中学生から見れば料金がかかれば利用を控えようとするのは当然だと思います。

今後については、小中学生に限らず町民の皆様が貸し切りを伴わない利用をする場合には費用が免除されるということによろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） その具体的なことについては、生涯学習課長から答弁させます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） ただいま木村議員がおっしゃったように、学校が午前授業とかでたまたま子供たちが体育館を利用するという場合もあるかと思います。これにつきましては、先ほど説明しましたように、体育館の半面、全面という場所を個人とかそういう団体とかに関係なく占有する場合については、もちろんいただくことになっております。ただ、震災前についてはその取り扱いが、4つの体育館、もちろん徹底してそのように対応していたと私も聞いております。

震災後につきまして、ご存じのように体育館に以前ですとシルバー人材センターの方を頼んで体育館の見守りから管理からお願いしていたと思っております。震災後につきまして、荒浜、吉田につきましては職員、交流センターの職員がそばにおりますので、その職員が体育館を利用する場合にはそちらに行って確認したりという状況が続いておりますので、本来であれば突発的に来て予約がない場合は、木村議員がおっしゃるように自由に使っていただいて、占有しなければ、大人であれ子供であれ、使用料をいただかないで個人使用簿に記入の上、利用していただくことが本来の状態でございますが、そこがちょっと震災後に窓口の対応とかで、多分その受付の状態にもよったと思うんですけれども、子供たちが自由にそこを利用して占有しないのだというようなことで、そういうふうに担当した者も受けとればよかったんでしょうけれども、利用申請書を書いていただいてそこを占有するものだというふうに、そのように捉えたのかと私のほうでは思っております。

そういうことは改めるべきだと思っておりますし、そしてまた、このところ4館の担当する職員の共通認識というものも条例規則にのっとった扱い、それについても打ち合わせを先日行いました。それで、どの体育館も同じようにきちんとした条例規則にのっとった扱いにするということも共通認識を図っておりますし、あとは利用していただく方も当日来てあいていれば利用手続をきちんとしてもらって、安全性、そして楽しく利用していただければと思っております。そちらのほうで、今後シルバー人材センターの職員を雇用するかどうかということについてはまだはっき

りしておりませんが、隣接する交流センターの職員が利用者がある場合、個人利用する場合についても定期的に、15分置きとか30分置きに見回って、事故のないように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 了解いたしました。

次に通告の2点目、本町における創業支援及び開業支援の施策について、2点お伺いします。

ただ、質問に入る前に創業と開業の違いなんですけれども、創業というのは広い意味で個人事業、あと法人設立などを含みます。開業とした場合は、個人事業主を指すことが多いというふうな認識でこのような表現を使わせていただいたんですけれども、本日は創業も開業も同じものとして取り扱っていただければと思っております。

早速、入ります。政府のまとめた成長戦略の中において、創業率を10%に引き上げるとの目標が上げられました。本町においても創業率を向上させる施策が必要と考えます。なぜ、創業率の向上が必要なのか。それは次の3点が挙げられます。

1点目は、生産性の向上。新規に創業しようとする場合には、既存の企業と競合することが起こります。よって、そのような競合をしようとする企業よりも、何らかの強みを持って創業しようとするのが一般的であり、そのような競争が起こる中で業界全体の生産性が向上すると考えられます。

2点目は、雇用の創出です。通常、創業した場合、または業績が伴ってきた場合には、雇用が生じます。そのことにより、既存企業よりも創業間もない企業のほうが雇用の創出に寄与すると考えます。データは古いんですけれども、中小企業総合研究機構の「中小企業の創業環境・雇用創出力実態調査」においても、創業5年までの企業が雇用創出力が強いとの結果が出ております。

3点目は、資本の流通規模の拡大です。会社を運営するためには経費が生じます。その経費は、一般消費よりもはるかに大きな金額となります。具体的には売り上げ、経費、それと創業者自身の一般消費が発生することになります。町内における資本の流通量が増加するということになります。以上の理由から、創業者がふえることが本町の経済活性につながると考えます。また、創業者がふえ、雇用が創出され

ば昼間人口も増加し、町内のサービス業者も活気づくと考えます。

そこで、産業競争力強化法による創業事業計画が認証されましたが、具体的にどのような支援をしていく予定なのかお伺いたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 平成26年1月20日に施行されました産業競争力強化法に基づき、国では地域における創業を促進するために創業支援事業計画の作成を推進しておりまして、本町におきましてもこの計画を作成して、ことし1月に国の認定を受けております。

本町における計画では、ワンストップ相談窓口を町商工観光課に設け、亘理山元商工会や地域の金融機関、宮城県よろず支援拠点等と連携して適切な支援機関の窓口や各支援事業を紹介できるようになっております。具体的には、創業するために必要なターゲット市場の情報提供、事業戦略を構築するための手助け、売れる商品・サービスに対するアドバイスや販路開拓のためのマッチング支援を行うほか、創業に当たってのさまざまな手続の許認可、そして資金調達等について支援を行ってまいります。

この計画の大きな特徴は、各機関と連携しながら創業に向けて支援をしていくことであり、町全体の関係機関でもって創業者をバックアップしてまいります。そのため、亘理町の窓口、商工観光課がその起点になるといいますか結節点になるといふか、そういったことをございます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 被災地では、宮城県のいろいろな沿岸部の被災地なんですけれども、被災地の復興のためにボランティアや地元住民、地元企業とかとかかわりを持った県外とか町外の方が地元住民などが気づかない視点や、今までにない手法で創業するというケースがふえてきております。本町でも交流人口の増加を目指すということなのであれば、交流人口からの定住策として創業支援ということも考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。今回の創業計画については、もちろん町内に限ったものではございません。交流人口と創業支援がうまくマッチできれば、本当に大変素晴らしいことだというふうに思っております。皮肉な結果なんですけれども、

震災がきっかけで全国から多くの皆さんが亙理町に訪れていただきました。この機会も多くなったことも間違いありません。それを逆によりチャンスとして捉えまして、亙理町の魅力を全国に発信していただければというふうに考えております。定住しての創業というのは一時的な支援だけではなく、この町で生活する上で安心・安全、暮らしやすいにかかわってくる問題ですので、先ほど申し上げましたように、町全体でバックアップしていかなければならないというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 了解いたしました。

では、（２）に進ませていただきます。同規模の市町村で創業支援を行っているところを調べさせていただいたんですけれども、徳島県藍住町というところが、詳しくは聞いていないのんですけれども、藍住町創業塾というのを講じていて、商工会で行っている創業塾に通うことによって創業支度金が20万円支援されるというものでございます。しかし、20万円という金額なんですけれども、スタートアップにしては少なく感じます。支援するということなのであれば、これは業態を絞って、例えばソーシャルビジネスであったりITであったり、そのような業態を絞って大胆かつ効率的に支援してはどうかと思っております。また、民間の金融機関に要請して融資要件を緩和したりだとか、町内で創業することを条件に支援の対象を町外に広げる、または創業する際に自宅を改装するということなのであればその改装費用を出すとか、さまざま支援の方法というのは考えられるんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亙理町では、これまでも創業支援の一つとして亙理町空き店舗活用推進事業を実施してまいりました。この事業は空き店舗の解消、そしてまた亙理町の商業振興を図るとしておりまして、平成26年度においては1件の事業者に対して補助の実績がございましたが、思ったよりも成果があらわれていないのが現状でございます。その理由の一つとして、空き店舗の多くが住居と併用しているものですから、空き店舗の貸し主の理解と協力がなかなか得られないということが大きな壁となっているケースでございます。

そこで、この空き店舗活用推進事業と併用いたしまして、議員のご提案にありますように、自宅を改装して開業する場合にも何らかの支援ができないものかと現在

考えております。核家族化が進んで、広い住宅で変わらず少人数の世帯になっているというケースも多く見られますので、そういった住居を改修しお店を開こうと思っている方もいらっしゃるのではないかと考えております。まだ具体的な内容は検討段階ですが、これだけではなく何らかのアクションを起こし、町内のにぎわいを取り戻したいと思っております。

実は、一つの例として、これは私がたまたま声かけたんですけれども、荒浜のにぎわい回廊がありますよね。あそこは土日、よくいろいろなイベントしているわけなんですけれども、去年の秋に仙南地区の首長たちと研修したときに、あれはどこだったですか、高山だったですか、見せてもらったら、なるほどと思ったのは、先ほどご質問にありましたボランティアで来た方、町外からいっぱいいらっしゃいました。その方々、例えばそういう方々の中でも起業したいという方がいろいろいらっしゃると思います。先ほどおっしゃったように、これからというのはできれば商品として、あるいは製品としてはオンリーワンのものでいかないと、なかなか成功しないのかなという判断をしています。そういう面で、現在資金も店舗もないけれども、そういう方々のために、どうでしょう、1坪の店舗を貸すような試みをしたらどうですかということで、実は理事長にお話ししています。そうすることによって、まず自分の店舗の相方にまず場所を提供していく。それぞれの方々がそこで成功体験することによって、本格的な創業に結びつくのではないのでしょうかということで、現在私としては個人的にご提案申し上げたところですが、そういった形も一つの方法かというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいま町長からの提案がありました仮店舗での創業というのは、非常に有効であると思います。また、日本政策金融公庫の起業意識に関する調査というもののアンケートが出ているんですけれども、これも若干1年古いものにはなるんですが、これの創業の阻害要因というものが出ております。創業の阻害要因、1位が資金不足、2位が専門的な知識がない、3位が失敗したときのリスクとなっております。以上のことを踏まえると、創業をきちんと支援するというのは、ただ立ち上がるだけではなく継続させるということが大事になってくるかと思っております。

そのような中で、実際に創業支援をするということなのであれば、何か一つの施

策に該当したから終わりということではなく、複数の施策が入り乱れて複合的に支援するということが必要と考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回の計画では、先ほども申し上げましたように関係機関と連携を図っていくということになっております。その機関の一つとして、全国各都道府県に設置された、宮城県にも設置されているわけですけれども、よろず支援拠点というのがございます。この機関は中小企業や小規模業者のための経営相談所であり、さまざまな経営に関する問題解決のために専門スタッフを含む支援チームを編成している支援でございます。創業起業サポートもプログラムに入っています。ぜひ、この機関を利用してもらうように、こういったご紹介ということに町としてはなろうかと思えます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 了解いたしました。

それでは、通告の3点目に入らせていただきます。地元経営者の経営支援計画について、2点お伺いします。

雇用の維持や雇用の質の向上が生活の基盤であると考えます。第5次総合発展計画基本編の中に、若年層に魅力のある就業の場所の提供とあります。これは、若者の流出をとめると同時に定住者をふやすためにはいい方向だと思っております。ただ、魅力ある就業の場所というものがどういうものなのかと考えますと、ただ単に雇用の場があるということではなく、一定水準以上の賃金が保証されていて、かつ職業の選択肢の多さであると考えております。よって、ある業種のみが突出して雇用を可能にしているということではなく、さまざまな業種業態で地域が構成されている必要があります。人口減少やニーズの変化に伴って、経営が苦しくなる、厳しくなるという事業者も出てこようかとは思いますが、大企業や特定産業のみではなくさまざまな業種業態での職業選択を行うことができ、一定水準の賃金を得ることができるような魅力ある就業の場をつくるためには、本町で事業を営んでいる地元経営者の方々が主役になるものと考えております。

そこで、今後地元経営者の方々にどのような経営支援を計画しているかお伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 亘理町といたしましては、毎年宮城県の仙台地方振興事務所と協力しまして、協力というか一緒になりまして町内の企業訪問を実施しております。当然、私も一緒に訪問しております。新規学卒者、あるいは失業者の雇用促進をお願いするとともに、ぜひ地元からということで雇用する事業者とさまざまな意見交換を行っております。今年度は町内の企業25社を訪問させていただきましたが、その都度亘理町にもいろいろな業種の企業が存在し、それぞれに特色を持って、先ほど申し上げましたが、どちらかというオンリーワンの企業が多いなというふうに思っています。結構立派な業績を上げているといつも感心しているわけでございます。

このように、当亘理町にも魅力ある就業場所はたくさんありますけれども、若年層の皆さん、どうしても勤め先は外に向かうというか、私も若いときはそうだったんですけども、亘理の外に出るのは当たり前かなと思っていましたから、仙台なり東京なり関西なり、そういったことで、都市型の企業に目を向けがちでございます。そういった面で、現在広報あたりでは地元企業や商店、これを紹介するコーナーの掲載を始めております。顔の見える企業、親しみの持てる企業を目的にしておりますが、これだけにとどまらずさまざまな手法で地元の皆さんに亘理町の企業がどのような仕事をしているかを知ってもらい、業務等も含めすばらしい実績を上げている企業もありますので、情報発信することがそれぞれの企業の魅力を感じとっていただくというふうに思います。そしてまた、逆に町内の雇用促進も同時に図っていききたい。重ね重ね申しますけれども、亘理町に操業している企業、本当にすばらしい企業が多いと思っております。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 仙台市とか大きな都市に就労の機会を求めるとのことだったんですけども、私自身も震災を契機に一度は仙台のほうに事務所を移したので、そしてまた戻ってはきたんですけども、そこで感じたことなんですけど、私は次の3つがあるかと思っております。

若者が仙台市に魅力を感じてしまう理由です。1つ目は賃金が全く違います。2つ目は就労時間以外の楽しめるところの多さが違います。3つ目は交通の便なんですけれども、実は不便だと言われながらも30分で行けるということでありまして、実は通勤可能距離ということになっております。ただ、この3つ目の交通の便とい

うのは、裏返しでいうと交通の便がいいということになるので、強みにも変えることができるのではないかと考えております。

問題は1つ目と2つ目でして、賃金については産業の種類とか物価、会社規模とかが違うのでなかなかすぐには改善は難しいかとは思いますが、これは官民が一体となって改善すべきものであると考えます。2点目の就労以外の時間を楽しむということなんですけれども、飲食店というものが亘理町には多々あるんですけれども、場所がばらばらで離れ離れになっているというのが現状でして、私自身の所見になるんですけれども、飲食店だとかというものは、ある程度集約されたほうが利用する側もお店側もよりプラスになるのではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 賃金の違いにつきましては、行政としてはなかなか介入できないものと思っています。最近、政府のほうが大分強く介入しているようなんですけれども、それについては私としてはちょっといかがなものかと思っています。同一賃金というか同じ業種であればという考え方は十分わかるんですけれども、官が賃金に余り踏み込むのは私は余り賛成はしていません。

就業時間以外の時間をより楽しめるようにすることについては、私も賛成でございます。飲食店や小売店がある程度集約されたほうが、就労者にとりましてもお住まいになっている方にとっても便利なことは当然ですし、私も仙台に37年間、全部で42年間勤めたときは、亘理で酒飲むというあれは全くありませんでした。お酒というのは仙台で飲むものだということでした。そういった意識がありましたから、当然いろいろな方が亘理に来ますと、亘理には食べる場所、飲む場所が少ないねとしょっちゅう言われます。これは昼間人口が極端に少ないということで、採算の面で飲食店経営がなかなか厳しいのかと、そういった点で私としては認識しているわけでございます。

就労する方にとりましても住まいになっている方、便利なことは当然なんですけれども、以前企業誘致の関係で同じことも言われました。町のにぎわいと商店のにぎわいは漏れなくリンクすると考えています。そのためにも商工会等関係機関と連携して、商工業者とそれぞれ力を入れてまいりたいと思いますし、特に今、荒浜地区が交流の一つの拠点という考え方になっているわけなんですけれども、あそこにも食

べ物屋さんといいますか飲食店の集積がいいなと思いますし、きのうも鈴木議員のお話の中で西部のほうのにぎわい創出という話も出たんですけれども、私の住んでいる五日町も特徴的なレストランが1軒出ました。ああいった特徴あるといいますか、ほかにはないようなそういったお店がこれから亶理町にいっぱい出てもらいたいと思いますし、そういった点でも力を入れていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 了解いたしました。

それでは、（2）番に移らせていただきます。第5次総合発展計画基本編の中において、時代の流れに合った経営感覚を持つ経営者の育成支援に努めるとありますが、これは専門家派遣だけではなく商工会などと連携して、経営者みずからが知識の向上などに努める機会というものを創出していくのを支援するというのが必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） すばらしい企業というのは、その多くは経営者の才覚と働き手の方のチームワークのよさ、そして時代感覚にどれだけ敏感であるか、変化に対応できるか、そういったことが挙げられるかと思います。各企業でも独自の研修を行っていると思うんですけれども、町といたしましても先ほど言いました亶理山元商工会、あるいは関係機関と連携しながら研修の機会をできるだけ探していきたい、設けていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいま、研修の機会というのを設けていただけということだったんですけれども、実は研修というものは内容が重要と考えています。事業を営むという場合には、多方面にわたる知識が必要となると同時に、知っているだけではなく使える知識である必要があると考えております。そのために、どちらかというと今まで単発的なセミナーが多いのかと思って見ているんですけれども、使える研修にするためにはテーマごとに継続して学んでいくというようなことが大事と考えています。ですので、創業とかそういう専門家による研修、単発的な研修というのも多いと思うんですけれども、そのほかに実務に精通した講師だとか、教えること自体をビジネスにしている機関などと連携して研修の機会を提供してはいかが

かと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども回答したと思いますが、よろず支援拠点もあるわけですが、ここでも専門的な各種ビジネスアドバイザーと提携しておりまして、経営改善や事業再生、売り上げ拡大や情報戦略などさまざまな人材を確保しているようでございます。そのような人材を招いた研修の支援というよりも、むしろ紹介になるかと思えます。この研修につきましては、亘理町単独よりもむしろ先ほど出ました仙台市ではしょっちゅうやっています。私も経験しているんですけども、いろいろな機関でやっています。今議員おっしゃるように、実務にこれは結びつかないとうとうしようもないわけでございますけれども、各金融機関にしましても、例えば中小企業団体中央会という会もありますし、それから政府関係の金融機関もありますし、あるいはまた業界のいろいろな研修会があります。そういったさまざまな研修会を我々もキャッチしまして、むしろそういった紹介という形のほうがいいのかというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 了解いたしました。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって木村 満議員の質問を終結いたします。

次に、11番鞠子幸則議員。登壇。

〔11番 鞠子 幸則 君 登壇〕

11番（鞠子幸則君） 11番鞠子幸則です。

私は3つについて一般質問を行います。まず、1つは障害者控除及び見なし寡婦（夫）控除。被災した児童生徒の心のケアについて。最後は国民健康保険であります。通告に従って、順次質問しますので、答弁をお願いいたします。

まず1つ目、障害者控除、見なし寡婦（夫）控除について2点質問いたします。

まず第1点目、障害者控除対象者認定書による障害者控除について、より一層町民に広報してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。本人または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告等により所得税や住民税の所得控除を受けることができるわけです。

けれども、障害手帳の交付を受けない方でも65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は障害者控除の対象となります。本町においては、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の住民で、介護保険の認定調査票や主治医意見書で日常生活自立度の判定が一定基準以上である場合に、申し出により障害者控除対象者認定書を発行いたしまして、税法上の控除を受けていただいている状況であります。この認定書の発行に当たり、毎年申告時期に合わせて広報わたりに掲載し、広く町民に周知を図っているところでございますけれども、介護認定結果通知書の発送の際に障害者控除のお知らせを同封し、周知を図ってまいりたいと思います。

なお、税務課においても毎年1月に配付しております町民税・県民税申告のお知らせでも障害者控除について周知しておりますとともに、申告相談会場において要介護認定を受けている方の相談があった場合には、障害者控除対象者認定書について福祉課をご案内しているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今町長が説明された中で、主治医の意見書などを踏まえて、日常生活自立度の判定が一定基準以上、この基準はどういう基準ですか。もし、わかれば答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私もいろいろ見ているんですけども、なかなか私自身もわかりづらいので、福祉課長のほうから説明をさせます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 要介護の要支援を除く要介護1から5までの間の中で、要介護3から5については特別障害者の控除対象者というふうになってくるんですが、要介護1、2において自立度関係、まず1点は身体の関係、それからもう一つは認知症の度合いの関係、その自立度は医師の意見書の中でちょっと細かく説明が難しいんですが、J1、J2とか項目がいろいろございまして、その中で判断するようになってきます。それから身体障害者については窓口で説明しているわけなんですけど、3級から6級の場合は障害者の控除対象者、1、2級については特別障害者の控除対象者ということになってきますが、具体的には自立度について体の条件状態、それから認知症の状態で区分をしながら判定をしているところでございますが、1と

2が同程度の場合については2を優先するという事で、認知症の度合いを優先するという形で発行をさせていただいております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） わかりました。もう1点、今後介護認定通知書に障害者控除のチラシを同封するという、今後そういうふうにして徹底するという話でありましたけれども、介護認定通知書にお知らせを同封している周辺の自治体はありますか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 周辺では岩沼、柴田、大河原、山元とか、ちょっと情報を聞いたんですが、岩沼市では文書を同封してございます。柴田については広報紙のみの掲載、それから山元町は特にはしていないということと、大河原は27年10月からお知らせ文書を同封しているということで、これまでの各市町村の認定書の発行件数について、その状況を見ますと、お知らせ文書を同封しているほうが効果があるということのようでございますので、先ほど町長が答弁したように、今後同封して周知を図ってまいりたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 1点目はわかりました。

2点目に移ります。2点目、見なし寡婦（夫）控除を行い、町営住宅、災害公営住宅の家賃、保育料などを軽減してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 初めに、保育料の軽減についてであります。保育料については国が定める基準以下の額で前年度分の市町村民税額により町が決定しており、低所得者のひとり親世帯の負担軽減として市町村民税非課税世帯等は減額をしております。見なし寡婦（夫）控除については、課税・非課税を判断基準としているさまざまな社会制度がある中で、所得税法等の改正により適用されるべきと考えられ、周辺の名取市、岩沼市、山元町とも情報交換をしておりますが、いずれも平成28年度は保育料算定において見なし寡婦（夫）控除は実施しない方向と伺っておりますので、本町においても現段階においては考えておりません。

今後も隣接市町と情報の交換を行うとともに、国の動きを注視してまいりたいと思います。

次に、災害公営住宅の家賃についてであります。平成27年1月に平成26年の地

方からの提案等に関する対応方針が閣議決定され、公営住宅法に関しては入居者の収入の算定上、非婚の母または父についても寡婦控除または寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、平成27年度中に必要な措置を講ずることとされたところであります。この閣議決定における公営住宅法施行令の一部を改正する政令によりまして、本年10月1日施行となりますけれども、非婚の母または父については公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦（夫）控除の対象とすることになったものであります。この一部を改正する政令には経過措置が設けられ、現入居者については年間の家賃が既に決定されていることから、平成29年3月31日まではなお従前の例によるものとされております。また、新規入居者についても施行日前、平成28年10月1日前に公募による入居の申し込みが開始され、入居の決定が施行日以後、平成28年10月1日以後になる場合については、従前の例によることとされています。

亘理町といたしましては、公営住宅法施行令の一部を改正する政令に基づき、本年10月1日から見なし寡婦（夫）控除について適用してまいります。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 保育料については、ひとり親については減額措置があるので現時点では見なし寡婦（夫）控除はしない。公営住宅については全国知事会、全国市長会、全国町村会を初めとする地方六団体の要望を受けて、公営住宅法施行令が改正されて10月から見なし寡婦（夫）控除が導入されるという答弁になります。それで1点だけ、この問題については去年の3月定例会において私が質問しましたがけれども、そのときの町長の答弁は近隣の市町村と連携をとりながら国に対して働きかけていきたいというふうに答弁されましたけれども、去年の3月以降、どういう取り組みをされたのか。この答弁を踏まえてどういう取り組みをされたのか、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 市町村会を通じまして県とか国に要望を出しています。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） わかりました。

では、2つ目に移ります。2つ目、被災した児童生徒の心のケアについてであります。2点質問します。

まず、第1点目。大震災が今なお被災児童生徒の心にどのような影響を及ぼして

いるのか、答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 教育長のほうより答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鞠子議員にお答えいたします。

震災から間もなく5年が過ぎようとしております。そういう中、被災した校舎もおかげさまで再建を果たしまして、学習環境も整ったこともあり、全体としましては以前の学校生活を取り戻したように見受けられます。しかしながら、個別の状況を見ますと、通学中の地震や津波への不安を漏らす、あるいは震災当時のことを思い出してフラッシュバック症状を訴える。あるいは体調不良を訴えて教室に入れない。また、震災後の家庭環境の変化に起因する不登校傾向など、精神的に不安定な児童生徒が主に沿岸部の学校において、少数ではありますけれども、見られますので、引き続き個別の支援が必要と考えております。

各小中学校にスクールカウンセラーが配置されております。1カ月当たりのスクールカウンセラーへの相談件数を見ても、小中学校10校で東日本大震災発生後の2年後となる平成25年度、年間平均してですけれども167件、これがピークであります。今年度は1月までの平均で142件と、若干ながら減少傾向が見られる。なお、震災前の平成22年度の平均49件に比べると今なお3倍弱という件数になっているということでございます。

また、東日本大震災の影響による区域外就学というものを取り入れております。それと指定校変更による在籍者でありますけれども、区域外就学のほとんどが福島原発の影響によるもので、福島から区域外就学しているという子供たちです。小学生に20名います。中学生9名、合計29名が福島県から亘理町のほうに区域外就学をしている。指定校変更でございますけれども、小学生が20名、中学生が35名の計55名。指定校変更というのは、例えば亘理中学校区なんですけれども荒浜中学校に行きたいということで、指定校変更している。そういう状況です。全部で55名。

また、仮設住宅や見なし仮設住宅から通学している児童生徒数は合わせますと11名おります。仮設住宅等に関しましてはいずれも5月までには移動の予定であると伺っておりますけれども、生活基盤であります住環境がまだまだ落ちついていない、あるいは先に住宅再建をしている方にとっても今後の生活の基盤を築く上で大変ご

苦労されている時期と考えられます。したがって、親の生活の不安が子供にも少なからず影響を及ぼしているのではないかと推察しているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 今教育長の答弁で仮設住宅及び見なし仮設住宅から通学している児童生徒が合計で11人と答弁されましたけれども、仮設住宅に何人、見なし仮設住宅に何人というのはわかりますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 数的なものですので、学務課長のほうから答弁させます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 学校ごとにちょっと聞き取り調査をいたしました。荒浜小学校が仮設住宅に3人おるそうです。それから長瀬小学校が1名、荒浜中学校が2名、吉田中学校が1名という形です。それから、見なし仮設のほうには荒浜中学校に4人いるという報告を受けております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 見なし仮設住宅の4人、これは町外なんですか。町内なのか、それとも町外なのか。それ、わかりますか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） そこまでの詳細は調べておりません。あと、調べてご報告したいと思います。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） いずれにしても、大震災から5年たちますけれども、11人の児童生徒が仮設住宅や見なし仮設住宅から通学しているという状況であります。宮城県の教育委員会が15年に小学5年生1万949人、中学2年生1万1,522人を対象に調査を行いましたけれども、それによりますと、震災を思い出して落ちつかないという子供たちが中学校2年生では14年度が11.9%で、15年度が9.3%で減っておりますけれども、小学校5年生は14年が17.6%、15年が22.06%でふえております。また、震災を思い出して授業に集中できない子供たちは小学校5年生は14年で13.6%、15年で16.2%、中学校2年生が14年で5.4%、15年で5.9%というふうに14年と比べても15年がふえているんです。フラッシュバック現象が起きているという状況であります。

それを踏まえて、2点目に移ります。被災児童生徒の心のケアのためにソーシャルワーカーを配置してはどうかであります。これは町長の施政方針にも答弁され述べられておりますけれども、改めて答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） お答えいたします。今議員からもお話があったように、28年度の町長の施政方針、そして昨日、鈴木高行議員の質問にも申し上げましたけれども、東日本大震災による被災等の影響のために児童生徒が抱えるさまざまな問題への対応と心のケアが求められておりますが、これら問題については家庭にも原因があり、学校だけの取り組みでは対応が非常に難しいケースがあることから、教育分野に関する知識に加え社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて児童生徒の置かれた環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置が効果的であるという観点から、宮城県が実施するスクールソーシャルワーカー活用事業を活用しまして、平成28年、来年度当初からスクールソーシャルワーカーを配置していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 16年度からスクールソーシャルワーカーを配置してということでありましてけれども、周辺の自治体、山元町、岩沼市、名取市ではソーシャルワーカーを配置されているんですか、いないんですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 名取市、岩沼市はもう既に配置しております。亙理町と山元町は来年度から配置するということなんです。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 2市2町では全て16年度からは配置されるというふうになりますけれども、県全体で何人ぐらい配置されているんですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 確かなデータはありませんけれども、来年度の配置は恐らく90%は配置されると思います。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 90%というのは、震災した沿岸の市町ですか。それとも全県的になるんですか。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これは全県的であります。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 3つ目に移ります。国民健康保険であります。3点質問いたします。

まず1点目、2018年度から都道府県が国民健康保険の保険者になるが、次の点はどうなるのか。①保険証の発行。保険税の決定。賦課徴収。医療の給付。保険事業。②一般会計からの国民健康保険への繰り入れ。③市町村は納付金を県に100%完納する義務があるのかどうかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 平成30年度から都道府県が国保の保険者になることについてのご質問については、関連がありますので一括して回答したいと思います。

現時点での進捗状況でございますけれども、平成27年12月に県の国保医療課長、県内市町村の国保主管課長及び宮城県国保連合会事務局長を構成員とする第1回目の宮城県国民健康保険運営連携会議が開催されました。今回の会議では、宮城県国民健康保険運営連携会議設置要綱（案）が審議・承認され、さらに国保財政、事務処理の標準化、市町村別目標収納率、事業の運営の4つの事項に関することを協議するため、財政部会、事務処理標準化部会、目標収納率部会を設置し、その中で検討し、その協議の結果を連携会議に報告するものになっております。そのようなことから、ただいまご質問ありました具体的な内容及び詳細については、これから順次連携会議の中で決定されるものであるため、現段階では明確な回答ができないので、この点はひとつぜひご理解いただきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 現段階では回答できないということでもありますけれども、後期高齢者医療は県後期高齢者医療広域連合が保険者になって保険証の発行も行いますし、保険料の決定も被保険者の数1人当たりの給付費の額、そして総額の給付費を決めて、そこから保険料の相当分を算出して決めるというふうになっております。ですから、宮城県の後期高齢者の保険料は全県一つであって、市町村ごとに違いはないということになります。医療の給付も広域連合が行いますし、保険事業についても自治体に委託して行っているという形になっているわけでありまして、こういうことになるんです。全然わからないわけではないと思うんですけれども、こういう形に

なるんですか。違うんですか。答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課長からは私のほうにはその件の報告はまだ入っていませんから、まだ進んでいないんだね。担当課長から報告させます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） ただいま町長の答弁にあったとおりなんです、具体的な宮城県としてどういう方針でいくかというのはこれからになります。財政部会と事務処理標準化部会、目標収納率部会、それぞれ3つの部会が立ち上げられておりまして、県のほうが座長となって詳細を決めるというところになっております。今月末に第2回目の連携会議がある予定になっておりまして、そこで1回目に話し合われた内容が報告されるものと承知しております。1月に国のほうから今回の国民健康保険法の改正に伴うガイドラインなどもやっと示されたところがございますので、具体的な事務の標準化とか、統一化とかということも今後詳細に詰めていくものと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） インターネットで国民健康保険として都道府県化というふうに検索しますと、埼玉県の和光市の公式のホームページなんです。みんなでつくる快適環境都市わこうということで、ここのホームページは2018年度国民健康保険が都道府県化になるとどうなるかという大枠の説明があって、保険料についてはどうなるかという標準保険料決定、これが県が決定するんでしょう。それに基づいて保険料を決定すると。国保の実情に応じて窓口で減免できるということでもあります。ですから、この和光市のホームページ上では県は標準保険料を決めますけれども、それを踏まえながら市町村ごとに決めるんだという形であります。保険給付費についても、保険給付費の決定、それはそれぞれの市町村が行って個々の実情に応じて窓口負担の減免とこうあるわけです。そして、保険事業についても、これは被保険者の特に特性に応じたきめ細かな事業を行うというふうに和光市ではこれは公式ホームページなんです。公式のホームページでは保険料の決め方、保険給付費の決め方、保険事業についてはそれぞれの自治体で独自にやるんだというふうなことが和光市のホームページであるわけです。ですから、全体的な方針は明確なわけなんです。だから、私がさっき言ったことについてわからないということではなくて、もっと

調べればわかるはずなんです。もう一回、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 国保にかかわらず、医療制度そのものは、私国際的に見ても日本は冠たるものがあるかと思えます。この点については、慎重に対応しないとだめですから、ここで今こうですと言うわけにはいかないし、県の今、会議が進み始めたところですから、これを見た中で互理町として考えていきたいとこのように思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 私がたまたまインターネットで検索して和光市の公式ホームページを見たからこうなっていますと。これは和光市で決めたわけではなく、厚生労働省が法律に基づいて決めているわけですから、それは調べればわかるのではないですかということを言っているわけです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申されました高齢者の県の組織も含めまして、いろいろと検討してまいりたいとこのように思います。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） なお、一般会計から国民健康保険の法定外繰り入れについても、昨年の4月16日の衆議院本会議及び17日の衆議院の厚生労働委員会で、厚生労働省は繰り入れについては今までと同じように自治体でご判断くださいという答弁もしております。つけ加えておきます。

次、2点目。介護保険のように国民健康保険でも境界層措置を行ってはどうか。境界層措置は所得が生活保護適用をわずかに上回る境界層世帯が介護保険料を負担することによって、生活保護基準以下に落ち込んだ場合、介護保険料を減免する措置であります。これを国民健康保険でも行ってはどうかであります。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 2点目の低所得者に対する支援制度でございますけれども、国民健康保険は加入者に高齢者や低所得者の方が多く、財政基盤が極めて脆弱である構造的な問題を抱えております。国は、これらの問題を解消するため、順次制度改正を進めて、毎年軽減制度の拡充がなされているところでございます。ご質問の境界層

に対する町独自の減免につきましては、都道府県化を2年後に控えており、現段階では単独での実施は考えておりません。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 現段階では考えていないということでありますけれども、こういう国民健康保険税を支払うことによって生活保護基準以下になった場合に、例えば境界層措置を制度的につくらなくても、国民健康保険税条例の第26条国民健康保険税の減免措置の第2項は貧困により生活に困窮している場合、その場合は申請に基づいて国民健康保険税を減免するという規定がありますけれども、この規定を活用できますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申しあげましたように、2年後に控えているということで、現段階では考えておりません。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 考えていないではなく、条例上にそういう規定があるわけです。ですから、Aという人が私は生活困窮している、ぜひとも保険税を減免してほしいという申請あった場合、対応できますかという話をしているわけです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課長のほうより答弁させます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 互理町国民健康保険税条例減免取扱規則等によりまして、納税義務者が失業とか倒産及びその他の事由ということで、前年度の収入から大幅に減少する事由が発生しているということが明らかになれば、納税相談等におきまして相談に応じていくということを現在もやっておるところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） わかりました。

3点目に移ります。財政調整基金を取り崩して、年間1世帯当たり国民健康保険税を2万円引き下げてはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 3点目の財政調整基金を取り崩しての国保税引き下げについてでござ

ざいますけれども、平成25年度から今年度までの国からの交付金であります財政調整交付金は、東日本大震災による特例措置として医療費の増加に対する補填分が含まれ交付されております。

しかしながら、平成28年度においては国の方針が決まっておらず、減額となる可能性もあり、また、退職者医療制度の廃止により会社を退職し社会保険から国民健康保険に加入した被保険者の医療費については、これまでは社会保険が医療費相当分を交付金として拠出してまいりましたが、平成27年4月以降の退職者に対する交付金もなくなり、年々今後は減額の一途をたどります。さらには、医療の高度化により年々医療費の増加が進んでおり、国保財政は極めて厳しい状況を迎えると考えております。また、先ほど申し上げましたように、2年後の都道府県化に向けてこれから税率や納付金等の詳細が決定されていくことから、これらの動向に注視し、都道府県に移行した時点で加入者に大きな負担とならないよう、詳細が明らかになった段階で検討すべきものと考えことから、現段階での引き下げについては考えていないということでございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 答弁はわかりましたけれども、亶理町に国民健康保険税、例えばモデルケースとして夫婦が50代、自営業者、子供が2人、子供たちは収入なし、所得が250万円、そして固定資産税がゼロ、こういう場合、1年間の国民健康保険税は幾らになるか、もし試算してあれば答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） もし、担当課長のほうでわかれば。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 国民健康保険税としては現在の税率にのっとりまして43万6,400円になると思われま。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 仙台市、今のケースで仙台市で算出しますと51万7,500円なんです。気仙沼市、これが44万2,000円なんです。これも若干低いけれども、国民健康保険税、これが宮城県の保健福祉部国保医療課で平成25年度の国民健康保険、後期高齢者医療の概要を想定以上で載せてあります。これを見ますと宮城県全体の市町村平均調定額で言いますと9万7,890円であります。ところが、亶理町、平成25年の調

定額1人あたりは9万8,949円であります。ですから、県内では18番目、中ごろな
んですけれども、若干県よりも高いというふうな状況になっております。所得が
250万円で国民健康保険税43万円、大体所得の17%ぐらいが国民健康保険税なわけ
であります。これは高いと思いますか。どうですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 私はこの国保税、税ということに余りなじみがないので、42年間保
険料として支払ってまいりました。したがって、保険料としてという考え方を持っ
ております。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 所得250万円のうち17%も国民健康保険税を負担するというのは高
くありませんかということを知っているわけです。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 高いとか安いとかという問題の前に、この医療制度というのは本当
にすばらしいセーフティーネットだと思っています。そういう面からすれば、応分
な負担というのは当然必要になってくるのではないかというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 町民の方からは高いという声をよく聞きます。例えば、40代後半か
ら50代の夫婦なんですけれども、イチゴ農家なんです。田んぼもつくっている。お
母さんは後期高齢者なんですけれども、この方は所得が300万円ぐらいなんです。
国民健康保険税は聞いてみますと45万円なんです。非常に大変だという話でありま
す。こういう話もさまざまな町民からお伺いいたします。それで、基金の話なんで
すけれども、2003年に厚生労働省が目安にして示したどのぐらい基金の残高が必要
かという、あくまでも目安なんですけれども、3年間の保険給付費の平均の15%、
これは被保険者が1万人未満の自治体では保険給付費の15%、これが目安として必
要だというのがずっと前の厚生労働省の見解なんですけれども、これで試算します
と基金は約4億円というふうに算出できますけれども、それでよろしいかどうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 課長のほうから答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） ただいま鞠子議員が試算したとおり、4億円ちょっとぐら

いになる見込みです。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 1世帯当たり、私が2万円というふうに引き上げた場合、どのぐらい財源が必要ですか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 今回の国民健康保険の世帯数が5,000ですね。なので、1億円で単純に割れば2万円という数字になるかと思いますが、ここで例えば今の税率が平成22年度に改正された税率なんですけど、そのときの一般被保険者の療養給付費は22億3,900万円でした。6年間税率を上げておりません。今現在の一般被保険者の療養給付費、高額療養費も含みまして今回の補正予算でも認めていただいたところなんですけど、27億7,500万円になっております。22年度と比べた場合は、療養給付費の23.9%増となっておりますのでございます。個人的に国民健康保険税と考えた場合は、確かに高いと感じている住民の方も多くおられるかとは思いますが、町担当課としましては全体を見た場合に税率を上げないで今現在年々増加する医療費に対応しているということで、ご理解いただきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 客観的に見ますと、27年度末の国民健康保険税の基金の残高は約5億3,000万円なんです。これは先に借りたものを返して一般会計繰り入れして、純粋に5億3,000万円です。先ほど説明されましたけれども、1億円あれば1世帯当たり2万円の引き下げは可能なんです。財政的には客観的に見ると引き下げは可能であるかどうか、この点だけ。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件に関しては、先ほど申し上げましたように2年後に控えているわけで、大変不確定要素があるわけですのでございます。そして、同時にこの国保についてはまず安定財政というのはセーフティーネットのために必要だと思います。先に不確定要素をまだ抱えているということで、今回は一応ご提案の点についての引き下げというのは考えていないというのはそこで、それは確定した中でまた考慮していくというのが一つの方法かと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 具体的な税率とか納付金はいつごろになるんですか。ことしか、来

年なのか。その辺はわかりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在の協議の推移については担当課長のほうから、進捗状況について説明させます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 県のほうからこの連携会議のスケジュールについて、スケジュール案が示されておるんですけども、第4回が28年11月ということになっております。そのころにはある程度案を示すというふうに伺っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） ことしの11月ごろですね。大枠がわかると思います。町長言われましたけれども、これは亙理町だけの問題ではないんです。国民健康保険はどこの自治体も苦勞しているわけでありまして。2つの要因があって、1984年以前は医療費の45%が国民健康保険に対する国の支出金だったわけです。ところが、84年以降は保険給付費の50%なんです。保険給付費というのは医療費から一部負担金3割を引いた額であります。ですから、これを医療費ベースに直しますと38.5%なんです。ですから、国民健康保険に対する国の支出が減っているというのが一つの大きな問題と、あともう一つが国民健康保険そのものが当初は農家の皆さん、自営業者の皆さんが大多数だったわけなんです。ところが、今は無職の人が40%を占めているわけです、全国的に。ですから、国の財政支出が減らされた。貧困が拡大しているという2つの面で国民健康保険が非常に厳しくなっているということでありまして。ですから、私どもは町長と一緒にこういう国に対して国民健康保険税の財政を充実させよう、貧困をなくせという取り組みをしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実は、先ほども申しましたように、日本の医療保険制度、これは世界に冠たるものがあると申しました。この制度そのものが絶対私は死守すべきだと思います。というのは、今のアメリカを見ていますとこの問題が非常に大きいと思います。格差が相当広がっていると思います。この制度は国保だけではなく社会保険もありますし、組合健保もあるわけですから、医療制度全体的な中でこの制度を維持していくというのが私の基本的な考えです。どうしてもこの制度は日本として

絶対守っていきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） わかりました。

議長（佐藤 實君） これをもって、鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時40分とします。

午前11時31分 休憩

午前11時38分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、8番。渡邊健一議員、登壇。

〔8番 渡邊健一君 登壇〕

8番（渡邊健一君） 8番渡邊健一でございます。

一般質問としまして、1番目に食育教育への取り組みについてと、2番目で生涯学習について質問いたします。

まず1点目でございますけれども、食育教育への取り組みについて。日本の食料自給率はカロリー計算で40%と極めて低く、食料の大切さと生命のとうとさということを教育していくことが重要なことと考えます。朝食をほとんどとらない、あるいは家族と一緒に食事をとらない、一人で食べているとか偏った栄養、肥満、そして生活習慣の低年齢化と食の問題が憂慮されております。食育教育の基本は家庭にあると私は思っておりますけれども、もちろんその家庭の教育力が低下しているのではないかと。そういうことで、教育現場からの取り組みが一層重要になってくると思います。また、このことは町の基幹産業である農業の将来にとっても重要な問題であると私は考えます。

（1）に入りますけれども、教育現場における食に対する教育はどのようなことが行われているのか、質問いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育に関することなので、教育長のほうから答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、渡邊議員にお答えいたします。学校給食センターに在籍しております栄養士2人が県費負担が1名、町職員1名です。そして栄養教諭1名、

これは県費負担。3名が児童生徒を対象に身近な給食を教材にし、よりわかりやすく理解できるよう、PTAの会合時や授業参観時を含め、学年に応じた内容で行っているところがございます。食育を実施するに当たり、担任教諭と事前に十分打ち合わせを行いまして児童生徒の実態、例えば給食時の様子、あるいは食べ残しがどんな状況なのかなどを知って、より効果的な内容となるように実施しております。

実施回数ですけれども、平成26年度は児童生徒対象で24回、保護者対象に3回実施しております。本年度に関しましては児童生徒を対象に45回、かなり多くやっております。保護者対象が3回実施しているという状況でございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 給食センターのことを述べましたけれども、学校の教育現場で体験学習とかはやっていらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学校によっては給食センターを見学しまして、給食がどういうふうな食材を使ってどのように調理され、そして学校に搬送されてくるかというような勉強というか学習をしております。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 何だかこのごろの子供たち、私ら農業なもので種まきすると何しているんですかとかよく聞かれるんです。そういう現場などを見せてもらいたいと思います。

それで、私は平成27年度に学校給食センターの4月の給食だよりというのをいただきました。その目標として、成長期にふさわしい栄養で健康づくり。食事の大切さを知り、よい食べ方を学ぶ。マナーを守り、助け合って楽しく食べる。自然が育む命の恵みに感謝する。食を通じてつながるさまざまな人たちへの感謝。国や各地域に伝わるすぐれた食文化の理解。食べ物を通して社会の仕組みを学ぶとか、こういういいことが書いてありましたので、給食センターで先ほど教育長言いましたけれども、栄養教諭、学校ごとには置いていないんですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 栄養教諭は学校ごとには置いていない。言うならば、給食センターに配置するというふうになっております。単独校、例えばセンター方式でない岩沼市のような場合は市で2人とかというふうなことで対応しているようでございます。

きのうもお話ししましたけれども、29年度には栄養士を2人体制にしたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 平成29年度より栄養教師、県職員なんですか。（「そうです」の声あり）小学校担当1名、中学校担当1名ということで、段取りをしているみたいでございます。栄養教諭というのをちょっと調べてみました。食育の全体計画の作成、進行管理、評価の役割を中心に担う。児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職責という、学校に配置することが求められていると調べたときには書かれていました。

それで、学校給食における食物アレルギーなどあると思うんですけども、有する児童生徒の対応についてちょっとお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 食物アレルギーについては、非常に近年多くなっております。そういう対象児童生徒に対しまして年度初めに保護者に調査を行って、このお子さんは例えば小麦アレルギー、牛乳アレルギーというふうなことを報告していただきますので、それに沿って給食センター、学校と連携しまして、もちろん教育委員会も関係しているわけでございますけれども、そういう中で食物アレルギーを発症しないような万全の体制をとっているというところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 亶理町には食物アレルギーという方が小学校、中学校で何人ぐらいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的な数はちょっとここには手元に資料ないんですけども、各学校、大きい学校だと、亶理小学校だと少なくとも10人前後はいます。だから、町内を全部合わせますと30人ぐらいはいるのかなと。中には教職にもいますので、牛乳アレルギーという教職員、そういう先生には牛乳を提供していないというふうなことでやっております。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） アレルギーについてということで、個々の児童生徒について表情などの特徴を正しく把握とか、管理指導表等に基づき保護者と協議し、取り組みを実

施するとか、3点目で緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括で管理するとか、そういう通知などは来ているでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） もちろん、これは全職員がどの子が食物アレルギーを持っているかというのを共通理解を図るように、学校のほうに指導していますし、もしショックが起きた場合にもすぐ対応できるというふうなことで指導はしております。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 学校給食での食物アレルギー対応の実際ということで、レベル1、レベル2、レベル3、レベル4とあります。レベル1というのは詳細な献立表の対応、レベル2というのが一部弁当対応、レベル3というのが除去食対応、レベル4というのは代替食対応とこのようになっているようですけども、どうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 本町においては、レベル4というのはないと思いますけれども、ただレベル3で弁当持参というお子さんも数名いることを認識しております。いずれにしましても、先ほども言いましたように、ショック症状を起こさないような万全な体制で対応するように指導をしております。私、亘理小学校にいたときに牛乳アレルギーの子供がいました。新1年生のとき。そのとき教育委員会と保護者と学校で三、四回、事前に十分協議しまして、その子がある面で隔離しまして、牛乳に触れさせないということで親はそれでいいということですので、保健室で個食になったんですけども。ただし、補助の担任はつけたということで、そういうふうなこと。もし万が一の場合は後ろにある大友弘美先生と常に連絡をとっていこうというふうなことでやった経緯がございました。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 次は、ちょっとお聞きしたいんですけども、給食センター運営委員会は教育委員会の指導に応じて答申し、または必要な意見を具申するものと条例でありますけれども、何か今まで具申とかありましたら教えてください。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 運営委員会、基本的には年1回というふうなことだったんですけども、例えば異物混入というのが、業者から配送された食材の中にビニールの破片みたいなものが入っていたというのがここ三、四回あったわけがございます。そう

いうことで、今月の22日に2回目の運営委員会を開いて、これは実際に給食センターにおいていただいて、運営委員の方々にセンターの様子を見ていただく。これまでにいろいろ課題のあったこととお話しして、委員の方々からいろいろな面でご提言を頂戴して、次年度に生かす。そういうふうなことで運営委員会、今年度は2回開催するというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 給食センターでは米飯給食として週4回、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日でJA亘理産のひとめぼれ1等米を使用しているみたいです。パン給食として週1回、水曜日で、牛乳が週5回、これは毎日なんですけれども200ccの紙パック入りで配食しているんですけれども、給食センターで調理しているのは1日に3,000食調理されているそうです。学校給食センターは私は調べましたけれども、昭和48年9月3日に給食開始されたということは、この時点に建ったと思うんですけれども、43年経過しているんですよ。それで、新庁舎、保健センターが建設されるが、給食センター建設はいつごろになるか伺います。

議長（佐藤 實君） 通告外でありますので、その点はまた改めて質問をしていただきたいと思えます。

続けて質問をお願いします。

8 番（渡邊健一君） わかりました。2点目に移ります。

地場産品が学校給食において子供たちに理解され、おいしく食べられているかを伺います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） （2）はよろしいですか。今のは（3）なんです。（「済みません、学校給食における地場産品の利用状況を、（2）伺います」の声あり）

本町の学校給食センターでは亘理産米、それから地場産品、野菜等を使用しておりますが、特に11月に宮城ふるさと食材月間献立を実施しております。さらに、1月には全国的になんですが、学校給食週間を設け、地場産の食材を積極的に用いて郷土料理を提供しております。地場産で多い食材でございますけれども、先ほど言いました亘理産米、キュウリ、シュンギク、キャベツ、豆腐、油揚げ、笹かまぼこ、納豆、ノリ、リンゴ、イチゴ、トマト、パプリカ、みそなどが地場産の食材として大いに利用させていただいているということでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 本当に、地場産で使っていただけている米でもいっぱい使ってもらおうよう、お願いしておきます。

3番に移りますけれども、地場産品が学校給食において子供たちに理解され、おいしく食べられているか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほどご回答いたしましたけれども、栄養指導、あるいは11月にやっています宮城ふるさと食材月間、そして1月の学校給食週間の中で取り組んでおりますけれども、さらに児童生徒たちにも理解してもらえるように本日のメニューを校内放送で紹介しております。そのほかに、給食センターから発行しております毎月の給食だより、献立のほかにも地場産品などに関するさまざまな情報を掲載することにして、児童生徒、そして保護者にも理解をいただいているということでございます。

また、各小中学校の希望に応じたリクエスト献立というのをやっております。したがって、10校から1校ずつですから、計10校から年間を通してリクエスト献立という子供たちがこういうメニューを考えたということで、ぜひこれを献立で給食に出してください。子供たちの声が反映された給食、これを年10回やっているということでございます。したがって、各学校からは子供たち、亘理町の給食はおいしいと大変好評を得ているということでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 先ほど教育長が言いましたとおり、リクエスト献立、それはやっていますね。随分、資料を見ますと年10回やっているみたいです。それで、それに関してなんですけれども、町から年間1人当たり1,000円の補助があり、リクエスト献立と食事会を提供しているとありますけれども、それはこのリクエスト献立なんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 主にリクエスト献立のメニューの食材にかかる費用ですけれども、例えば1,000円以内におさまる場合は別なところにも使うというふうなことでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 給食センター行ってみましたけれども、給食日より、3月から12月ですか。1年通して出していますよね、毎月。献立表と、これは大変な労力だと思って見ましたけれども、季節季節に注意事項とかいっぱい書いてあるんです。こういうときは熱中症にならないとか、このとき風邪引くからこういう、そういうのがすごいなと思って見てきました。それをもって、一応地場産品給食についての質問を終わりたいと思います。

次に……。

議長（佐藤 實君） 質問者に申し上げます。この際、昼食のため休憩に入りますので、次に移して質問をしていただきたいと思います。

この際、昼食のために休憩に入ります。

再開は午後1時とします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

渡邊健一議員の質問を再開します。渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 続きまして、2番目に入りますけれども、生涯学習についてお伺いいたします。

生涯学習について、平成2年に生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律が施行され、平成15年以降、生涯学習の振興方策について論議されてきた概要によりますと、基本的な考え方として市町村の役割については住民に最も身近な行政機関として地域住民等と協力して社会の要請、地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供、図書館の整備などの地域住民の生涯学習の支援、生涯学習を通じた地域づくりなどを主体的に実施すべきとされております。

そこでお伺いしますけれども、（1）になりますけれども、住民への生涯学習の支援については具体的にどのような支援策を考えているのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 生涯学習課の所管である教育長のほうから答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答え申し上げます。生涯学習体制の充実と活動の推進を図るために、全町的な生涯学習推進体制の構築を図るとともに、多様に進められ

ている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する総合的な生涯学習支援体制の確立に現在、鋭意努力しているところであります。また、各公民館や悠里館などの生涯学習拠点施設の整備充実、有効活用を図って生涯学習の基盤整備に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

具体的には、1点目として町民の学習ニーズを把握し、きめ細やかな教室、講座の開催テーマ、あるいは開催時間、開催方法などを設定するなど、効果的な学習活動の展開に努めていきたいというふうに思っています。また、学習指導者の発掘や生涯学習ボランティア育成に努め、生涯学習支援人材バンクの充実を図っていきたいというふうに考えております。

それから2点目は、生涯学習カレンダーの発行、広報紙、ホームページ等を活用した情報発信の充実を図っていく。

3点目は、生涯学習活動成果の発表の場として公民館まつりなど多様な発表の機会の確立、拡充に努めていきたいというふうに思っております。

最後の4点目でございますが、家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供により、親としての学びと育ちを支援するほか、青少年教育や成人教育の推進などを図りながら各種団体やサークル等の活動がさらに充実するように支援していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） その中で人材バンクがいろいろあると思うんですけども、どういうことをやっているかちょっと教えてください。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的には生涯学習課長のほうで把握していますので、生涯学習課長から答弁させます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） ただいまのご質問でございますが、分野はいろいろあるんですけども、まず文化的な面で言えば歌、あとはいろいろな絵手紙とかそういういろいろな特技を持った方、スポーツで言えばニュースポーツを教えてくれる方、あと囲碁とか将棋とかいろいろな町内に特技を持っている方、たくさんいらっしゃいます。そして、こちらのほうの登録制度ということで現在も加除というか実際できる人、あともうやめるという方も中にはいらっしゃるんですが、そこはなるべく新

しい情報のもとにできない人はできないということでもう取り下げたり、また新たに特技のある方を登録していただいて、住民の方に活用していただきたいと考えております。実際、27年度におきましてもそちらのほうでニュースポーツとかそういう関係で依頼されて派遣した例はございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 続きまして（2）に入りますけれども、生涯学習を通じた地域づくりについてどのように考えているか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 生涯学習を通じた地域づくりとは、町民がいつでもどこでも学びやすく、そして学習の成果が評価され、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の構築と、町民主導のまちづくりにつなげていくことだというふうに考えているところでございます。町としての基本的な取り組みとしては、学習機会の提供はもちろんでございますが、学習成果の発表、評価の場の提供、学習成果を生かす支援などを行っていくことが生涯学習を通じた地域づくりにつながっていくものと考えております。なお、逢隈地区で毎年開かれております逢隈地域シンポジウム、私もことし28回目を迎えまして参加させていただきましたけれども、これなどは小学生から一般の成人までいろいろ意見発表数はあるんですけども、まさに生涯学習そのものではないかと思っています。あのシンポジウムを通じていろいろパネラーの方から提言されたものが、まちづくりとか地域づくりに生かされてとか寄与されているのではないかというふうに思っておるところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） それで、生涯学習課で青少年健全育成というのをやっておりますけれども、その年1回の発表、たしか6月だったと思います。いろいろな発表あるのでいいと思うんですけども、それをもっと発展させるような考えはありますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 未来づくり発表会、これは震災の平成23年11月から開催しています。子供たちが描いている復旧復興した、あるいは将来の亘理町のまちづくりを子供なりにどういうふうに捉えているかということ、そういうことで来年度も継続してやりたいというふうに思っています。来年も6月21日に開催する予定になっておりま

すけれども、子供たちの意見を聞くということ、それを保護者、あるいは地域住民に発信していくことは、非常に子供たちが今現在置かれている環境をどういうふう
に捉え、そしてそれをどういうふう将来に生かしていくか。まさに志教育の一環
なんです。夢から志と言ったらいいでしょうか、そういうふう志というのは行動
を伴うものですから、その行動を伴うような志を構築して子供たちが将来に向かっ
て羽ばたいてもらえれば、その機会の一つとして捉えております。拡大というか今
のところそこまでは考えておりませんが、今までのようなやり方で子供たち
の考えなどを聞く機会をやっていきたいというふうに思っているところです。

議 長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 2番も終わりました、3番目に入ります。平成28年度の一般会計予
算説明書を見ると、中央公民館経費が32万円、荒浜公民館経費が4万7,000円、吉
田も4万7,000円です。逢隈公民館経費が35万8,000円、逢隈公民館の内容を見ます
と報償費が23万円8,000円で大部分でありますけれども、まちづくり協議会ができ
る前は各地区の公民館が主体となって運動会やいろいろな各種事業をしていました
けれども、予算措置を見ると活動停止になっているのではないかと思いますけれ
ども、それで（3）番になりますけれども、生涯学習とまちづくり協議会との関係
をどのように考えるかお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在、各地区のまちづくり協議会におきましては、それぞれの協議
会において策定しております地区計画に基づきながら、各種事業を展開しておりま
す。事業内容につきましては地域の歴史や環境、地域で抱える課題などそれぞれの
地域の特性に応じたものとなっております、その中にはノルディックウォーキング、あ
るいはダンベル体操、料理教室など地域からの要望に対応したさまざまな生涯学習
分野も含まれているわけであります。町が行う行政サービスについては、どうして
も一律公平、平等を基本としているため、必ずしも地域の実情に沿ったサービスを
提供できているとは限らないわけがございます。今後もまちづくり協議会におきま
しては、それぞれの地域に根差した各種事業に積極的に取り組んでいただき、また、
町で取り組んでおります生涯学習事業につきましても、まちづくり協議会と連携等
を図りながら取り組んでまいりたいとそのように思っております。

議 長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） 町長からお答えいただきましたとおりだと思います。お伺いしますけれども、企画事務経費としてまちづくり協議会支援事業委託料と28年度からなっていますけれども、これは緊急雇用が終わったからことしからというふうになったのでしょうか。そこを教えてください。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 担当課長のほうより答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まちづくり協議会支援事業費につきましては、従来から緊急雇用対策で充当しております、28年度事業についても同じように緊急雇用から充当させていただくという考えでございます。

議 長（佐藤 實君） 渡邊健一議員。

8 番（渡邊健一君） では、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（佐藤 實君） これをもって、渡邊健一議員の質問を終結いたします。

次に、2番。渡邊重益議員、登壇。

〔2番 渡 邊 重 益 君 登壇〕

2 番（渡邊重益君） 2番渡邊重益でございます。ただいま議長より発言のお許しを得ましたので、通告に従い大綱3点について、順次質問してまいります。

あれから40年、そういった言葉で中高年の笑いを集めている芸人がおります。今月11日を迎えるに当たりまして、被災者として現地再建をいたしました私にとっては、まだあれから5年という思いであります、そのような中、町長施政方針の決意にありましたように、東日本大震災からの一日も早い復興の完遂を目指すべく、議会人として引き続きしっかりと議会運営を担っていく決意を新たにしました次第であります。

それから大綱1点目、本町の震災復興についての質問に入ります。

1点目、今後の交付金事業の展開と復興財源の見通しについて、どのように進めていく考えか町長のご所見をお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 復興交付金につきましては、復興特区法に基づき著しい被害を受けた地域の速やかな復興のために、自治体の財政面を支援することを目的に創設されております。対象となる事業は、ご案内のように5省40事業、文部科学省、厚生労

働省、環境省、農林水産省、国土交通省で、主に防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業などの住宅再建、農地・農業施設整備事業、水産漁港事業、道路整備事業などが対象になっております。

これまで亘理町申請分といたしまして、事業費ベースにおいて914億6,545万9,000円、第14回までの申請分の交付決定を受け、現在各種事業を進めているわけでございます。現在、国において復興の進展等を踏まえ、平成28年度から5年間で復興創生期間と位置づけ、復興交付金につきましても平成32年度まで延長するとともに、あらかじめ財源を確保することになっております。

議 長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今のご答弁から、これまでの本町の申請した分として復興交付金だけで約914億6,500万円程度とのことでした。また、復興関連事業分としては約1,650万円ほどにこの5年間で、この1,650万円を超えるさまざまな復興事業を通常事業と同時に進められてきたことに関しましては、町長を筆頭に各課長の皆様、そして職員の皆様に改めて敬意を表する次第であります。

さて、国は東日本大震災の復興基本方針といたしまして、前半の5年を集中復興期間と位置づけ、全体で25兆円を上回る財源を確保し、復興を進めてまいりました。ご答弁もありましたけれども、来年度から32年までを復興創生期間として国のほうでは6.5兆円程度の財源を確保し、さらに復興を加速させていくというふうにございます。そこで、ちょっと次の2点についてお伺いいたします。

本町におきまして、交付金の事業申請では不採択といたしますか、申請しましたけれども国のほうで認められなかったと、そういった事業もしくは金額等ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 担当課長のほうより答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほど町長の答弁でもありましたように、復興交付金の基幹事業5省40事業から構成しておりますので、このメニューにおきます町の事業については全て、今現在申請し交付決定を受けておりますので、復興交付金の基幹事業におきます不採択事業はございません。

それから、基幹事業を補完します効果促進事業、これにつきましても町の状況を

踏まえ復興庁、それから関係省庁と調整し事業を申請しているような状況でございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） さきの国のほうの通達によりますと、復興交付金が32年度まで延長になったとこういうことです。改めて本町で今現在残り、まだ未着手の事業もあるかと思うんですけれども、改めて事業申請に該当するものがあるかどうかお聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課長のほうより答弁させます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 現時点でございますけれども、復興交付金の基幹事業におきます新規で申請する事業は、今のところはございません。ただ、継続事業であります道路整備、それから災害公営住宅の家賃減免など被災者支援関係、これにつきましては年度ごとに今後も申請していく予定でございます。効果促進事業については随時、被災者支援、減災対策、それから孤立化防止の観点から申請していきたいと思っております。金額については今調整中でありまして、まだ未定でございます。

あわせて、国のほうでソフト分野でも新たな交付金ということで、被災者支援総合交付金を活用しまして、今後心のケアなどの被災者支援、これについて調整して行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 震災前の本町の予算規模は約100億円程度だったかと思っております。先ほどの復興事業費ベースのものと、それに関連する付随の事業を合わせますと約2,000億円を超える復興事業、交付金になるかと思っております。そうしますと、約20年分の町の予算をこの5年間で事業を進めてきたということになりますけれども、この5年を総括する意味でも検証するという観点からもこの5年を振り返って、町長の所見を一言お聞かせ願えればと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 昨日、小野議員からも発言ありました。きのうの新聞紙上に載っていた例の80ということですが、あれについてはどういうことかという、今までの復興事業を進めた中での復興の自己採点といいますか、どのぐらい一生懸命

やってきたかとそういう質問だったんです。これにつきましては、いつも言うように、今回の震災復興につきましてはオール互理でやってきた。そういう面でここまで来たという考えが非常に強いものですから、私は80ということで答えました。ただ、今話になっています事業の計画した分のどこまで完成するかということについては、施政方針でも言いましたけれども、現在の手元の数字では約7割かなということでございます。そういうことでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） それでは、次の質問に移りたいと思います。本町では復興計画に基づき、現在まで各種復興事業143事業のうち、138事業に着手しております。再生期として最終年の今年度末ではそのうちの101事業を完了する予定となっております。率にすると約70%を超える状況下にあるわけでございます。しかしながら、今の町長の答弁からも復興はまだまだ道半ばということで、本格的な発展期を迎えるわけでございますが、これまでの手綱を緩めずしっかり引き続き推し進めていかなければならないと私自身考えております。そこで、本町の今後の復興に残された課題や問題点をどのように捉えているのか、ご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現時点における震災復興の課題等につきましては、被災者の早期再建と復興交付金事業の早期完了が上げられると思います。間もなく東日本大震災から5年が過ぎようとしている中、仮設住宅及び見なし仮設住宅等に避難を余儀なくされております184世帯、これは平成28年1月31日現在でございますけれども、全ての世帯の再建が図られるよう、仮設住宅等の入居者の意向を十分に把握しながら住宅再建への利子補給、あるいはまた移転費用助成などにより被災者の再建及び仮設住宅の解消を図ってまいりたいと考えております。

また、復興交付金事業につきましては、特に住民ニーズの高い道路整備5事業、宮城県施工の農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）、いわゆる吉田東部2期地区の事業の加速化を図ってまいりたいと思います。あわせて、被災市町同様、防災集団移転促進事業における移転元地等の有効活用についても課題として認識しております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今月の1日から始まりました旧館の仮設住宅の解体状況が仙南の被

災自治体では最も早いということで、先日テレビの報道でもございました。これまでに幾度となく新聞掲載や報道される本町の復旧復興状況は本県のみならず、東日本大震災の被災自治体のトップランナーと言っても決して過言ではないと私自身思う次第であります。しかしながら、今の答弁にもございましたが、1月31日時点で184世帯の方々が生活再建がまだなされていないという現状である。そこでその184世帯の内訳をお知らせいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当の支援課の課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 184世帯ということでしたが、一番最新の情報がございますので、お話しさせていただきたいと思います。全体でプレハブ仮設住宅64世帯、その内訳ですけれども、館南仮設住宅が6世帯、旧館仮設住宅ですが、先ほど議員がおっしゃったように終期を前にして全員退去なされたということで、3月1日からおかげさまで解体作業に入っております。宮前仮設が4世帯、公共ゾーン仮設が41世帯、中央工業団地が13世帯、以上プレハブが64世帯。それで、見なし仮設のほうですが、こちらのほうは112世帯。この内訳として町内が16世帯、町外が96世帯残っているような状況になっております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） その中でまだ5年経過した今、再建が未定の方、再建未定者の数がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） 再建未定世帯ということですが、プレハブ仮設住宅、こちらのほう、全件戸別訪問で意向を確認した上でですが、再建未定世帯は1軒もございません。再建方法は決まっているけれども、ちょっと資金的に難しくおくれぎみだとかそういうことで、全て未定という世帯はゼロ。それについては、今後また終期まで間がありますので、1軒1軒寄り添いながら、何か支援を模索しながら継続していきたいと思っております。

見なし仮設住宅のほうですが、こちらのほうは連絡がとれないという世帯も含めて22世帯。それで、県のほうで立ち上げました転居支援センター、そちらのほうにつないでお互いに情報を共有しながら町内の見なし仮設のほうはこちらのほうで優

先的に訪問させていただくということで、今後も引き続き戸別訪問等を繰り返しながら、この22世帯、何とかしてつぶしていきたいとは思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 私自身、宮前の仮設に数年住んでおりましたので、非常に被災者の入居者の心理というのは理解できるかと思っております。先行きが不透明な状況の中では、本当にささいなことで家族間口論だったりするものです。今再建未定者がゼロということで、非常に1軒1軒訪問しまして一人一人の声に耳を傾ける大変さというのは、課長初め職員の皆様、ご苦勞があったこととお察しいたします。しかしながら、最後の1人が生活の再建をし、仮設や見なし仮設を出て、そこからが本来の亘理町の復興のスタートラインだと私は考えておりますので、引き続きご対応を切に望むことを申し上げまして、次の質問に参りたいと思います。

この質問でもう1点お伺いいたします。先ほど被災者再建関連並びに復興交付金事業の避難道路関係、または後の吉田東部2期地区防災集団移転促進事業による移転元地等の土地利用計画の有効活用が課題であるとのことご答弁でした。私の質問には、実は課題と問題点はということで通達をお出ししておったんですけれども、先ほど町長のご答弁からは問題点は特に見当たりませんでした。私はこの問題点がないと認識していることが問題ではないかと思うわけでございます。大小を上げれば復興事業はいろいろあると思えますけれども、それを上げると数が限りありますので、1点だけこの復興事業について私から問題点を提起させていただきたいと思えます。

昨年の12月定例会時に配付いただいた本町の震災復興計画の進捗状況を見ますと、143事業中5事業が未着手でありました。その一つに避難誘導標識の整備というものがございまして、事業概要欄には避難道路整備にあわせ誘導標識を設置するとあるわけでございます。本町は多数の犠牲者を出した町ですから、本来はこういった避難道路の標識、こういったものは防災ラジオとともに早急な対応が、設置が必要ではないかと私はむしろ考えるわけでございますが、この件に関する町長のご所見をいただければと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりでございまして、ご提言を受けて検討させていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 全体的な見直しにつきましては、ただいま町長答弁したとおりに
んでございますけれども、避難道路に新たになる分以外につきましては、できると
ころからというようなことで新年度予算のほうに計上させていただいて、できると
ころから進めていきたいということで、現在取り組んでいるところでございます。
以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 理解いたしました。

それでは、次の質問に入ります。（２）危険区域内土地利用計画についてであり
ます。現在、本町の基幹産業である農業において、国のT P P問題等に見られるよ
うに国の農業政策は決して追い風ではないとそのように捉えているわけございま
す。また、経営の大型化を促す切り札として国が各県に設けました農地管理中間機
構の実績も、各県が掲げた目標のわずか数割程度にとどまっているのがここ近年の
状況でございます。本町では震災の復興事業として、現在1,200ヘクタールほどの
ほ場整備を進めているわけでございますが、平成26年12月、そして昨年5月と農
地の引き渡しが2度延期されるなど、決して順調とは言えず、稲作の大型化を図る
農家の生活を逼迫させている状況であります。そのような状況の中、震災によって
危険区域内となった広大な吉田東部地区の土地利用計画が今後の課題であると考え、
吉田東部地区におけるほ場整備後の農業振興をどのように推進していくのか、町長
のご所見をお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 吉田東部地区の農業振興についてでございますけれども、水田につ
きましてはほ場整備事業を契機に大部分が大区画になります。農業関係機関と連携
を図りながら、農作業の省力化や担い手集積等による大規模経営体を育成するとと
もに、地域的条件に即した転作作物等を推進してまいります。転作作物というのは
水田にです。また、畑地につきましては現況のイチゴ団地移設に伴う耕作者不足が
生じておりますので、その解消のため、地権者や農業関係機関と用水確保などの調
整を行いながら、企業等の参入による有効な土地利用と農作業に携わる新規雇用の
創出を図ると同時に、さらには意欲ある地元担い手農家の畑作参入を促すことで、
複合経営体を育成していきたいというふうに考えております。

議 長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 皆様ご承知のとおり、約74.9ヘクタールの土地を要する山佐株式会社
の太陽光発電の参入が決定しまして、平成30年から運転開始に向けて、今おおむ
ね順調に進んでいる状況かと思えます。しかしながら、今の答弁にもございました
ように残りの土地、大型化した畑地が約88ヘクタールほどの吉田東部2期地区に
は存在します。この利用方法なんですけれども、先ほど町長の答弁には企業参入で
あったり、意欲のある担い手農家ということでありましたけれども、昨年農業法人
グランパさん、約8ヘクタールの農地を対象に耕作を試みたわけなんですけど、残念
ながら断念するような形となったわけでございます。88ヘクタールですから、グラ
ンパさんが所要した8ヘクタールを換算しますと11社に、8ヘクタールと換算した
場合ですけれども、そういった形で企業参入と言ってもそれだけの企業を参入させ
るにはなかなか至難のわざが必要ではないかと思うわけでございます。

そういった中で、先ほど町長答弁にありましたけれども、用水の確保が非常に問
題だということで、この東部2期地区における用水確保、この課題について今後ど
のように対策を考えているのか。ご所見をお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 確かに議員おっしゃるとおり、あそこの土地につきましてはグラン
パの話も出ました。私としては、できれば露地でいきたいという考えを持っていま
す。それには今度、土地の改良と今おっしゃる用水、この2つの解決が非常に大事
になってくるのではないかと思います。あとは農林水産課長、その点において現在
ちょっと折衝しているのもあるはずでございますから、答えるようにしますけれど
も、例えば企業なり組織なりの例として、これはまだちょっとだめになった話をし
ますけれども、完全にだめではないんですけれども、今の現在、例えば宮城生協あ
たりも実は話をしています。これはどういうことかという、貸し農園としてどう
ですか。あそこ、県内約70万ほどの組合員がおりますから相当数の、もし実現すれ
ばということでもう大分前から話ししているんですけれども、正直実現には至って
おりません。農業法人その他も実は問い合わせがあります。ただ、隘路としては今
言ったような用水と、それから露地栽培やるには土壌の問題があります。これは並
行して解決しなければと。

それともう一つ、約70ヘクタールの畑地になろうかと思えます。これは太陽光が
あそこに進出することによって、逆に144ぐらいになってしまいますから、そうし

ますと大変だということなんですけれども、太陽光が進出することは非常に後に残った70が生きてくるというのが私の判断でもあります。

用水の件については農林水産課長のほうから答えるようにします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それでは、お答えをいたします。今現在、企業や農業法人につきましてはいろいろな問い合わせがありまして、現地のほう等で視察確認をしているところがございます。しかしながら、まだ条件がそろわず契約が調っていないというのが現状でございます。そういった中で、要因として考えられるのは用水の確保というようなことで、安定した用水の確保を図るため、今県のほうとそのほ場整備事業の中で安定した水量が確保できるかどうか、浅井戸ですか、そういったものを掘って、試験的なものを掘って対応していきたいということで今考えてございます。

それから整備後の畑地の分の土地の利用につきましては、平成26年12月に畑地管理組合というのを立ち上げまして、整備後の畑地につきましては先ほど町長が答弁しておりますが、企業やそれから農業法人の参入をして借地による管理をしていくというようなことで進めております。そしてまた、その借地料につきましては将来、土地改良費の付加金、それからその畑を管理していくいろいろな経費、そういったものに充てていきたい。そして、残りがもしありましたら、残った分については農家に還元していきたい。そんな形で進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 前回の定例会で、議会でも農業振興基金条例を可決いたしました。

その際、農林水産課の齋藤課長のほうからは農家負担の用排水経費の補助なども含め、幅広く使い道を想定しているという答弁をいただいております。この基金を制定するに至ったのも、今現在吉田東部2期地区で太陽光発電を進めている山佐さんの寄附がきっかけだったと思うんですけれども、吉田東部2期地区での売電収入からの寄附ということで、ぜひ今後は用水確保に優先的に、こういった事業に使っていただくということが私は必要ではないかと思うんですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか、町長。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりでございます。用水の確保についてはこれまでのイチゴ団地の用水確保もありましたんですけれども、それらの経緯も踏まえてまた別な方法がないかとか、いろいろな技術的にも大分今進歩していますから用水を確保したいと思います。先ほど申し上げましたが、グランパの場合だと施設園芸ということになるかと思いますが、今施設園芸が非常に花盛りなんですけれども、農業に関しては非常に形、格好いいのは逆に危ないというのが私の考えです。むしろ、露地というか地道にいくのが一番確実ではないかと思っていますから、あそこは露地で持っていきたいと、露地栽培の地にしたいというのが私の考え方でございます。

議 長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 理解いたしました。

最後に一言申しつけるならば、これからの農業はもうける農業でないと誰も農業をやっていかないと思うんです。そういった意味では、大規模化も必要なんですけれども、販路をしっかりと確保する。これは町長の得意な分野だと思うんですけれども、そういった意味ではこの吉田東部2期地区における今後の農業振興、また将来の農業のビジョン、亘理町の全体の農業ビジョンでも構いませんので、一言最後にご所見をいただければと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 言うまでもないんですけれども、今回の震災は私は亘理町の農業にとっては千載一遇の機会だと思っています。例の舞台ファームの精米工場もあるわけなんですけれども、今回の大規模ほ場で亘理の農地の95までは恐らく水田のまま整備されるのではないかと思います。ですから、先日これはたまたま新聞のニュースなんですけれども、日本の水田のコストが隣の韓国でさえその2倍だそうでございます。ですから、緯度が大体同じですから、まだまだこれは経営努力が十分できる。逆に言うと、競争力が出る。今回の基盤整備によって大きな飛躍ができるのではないかと。そしてまた、販売のほうが今出ましたけれども、精米工場なんですけれども、あれはすばらしいものだと思いますし、本来は三、四十年前に当然生産段階でつくるべき施設だろうと私は思います。現在の米の販売が苦戦しているのも販売に、米の消費に非常に力を入れていなかった、そういった結果だと思います。そういう面では、今の太陽光とそれから食料、食料の場合は特に世界的に見た場合、今から35年ぐらい前だと約30億円のレベルだったんです、たしか。今80億円、70特別会計80

億円のレベルになっているはずですから、食料危機というのは必ず来るはずでございますから、そういった先を見据えた場合、私は亘理の農業というのは今回の震災を契機に飛躍的に伸びるチャンスがあるというふうに見ています。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今、町長から稲作のお話ありましたので、1点だけ申しつけ加えて次の質問に移りたいと思うんですけども、吉田東部2期地区は太平洋からのやませが非常に影響受けまして、逢隈の大型の農家の方と比べますと1反歩当たりからの収穫量というのは非常に平均は少ないわけでございます。震災によって防潮林、防風林が今壊滅的な状況にありますので、今海岸林の再生、平成32年度まで国の事業として続くようなんですけれども、1年おけると30年にようやくこの防潮林ができて上がるわけなので、1年のおくれがその1年だけではない影響を与えるわけなんです。なので、この辺の防潮林再生もしっかりと取り組んでいただいて、私からのこの質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。大綱2点目、行政サービスのICTの利活用についてであります。近年、ICTの急速な発展はグローバル化が進む経済社会に変革をもたらし続けるとともに、我々の日常生活やライフスタイルに対しても大きな影響を与えるものであり、こうした動きは今後も国内はもとより世界規模で進行していくことが予想されます。そこで、以下の2点について質問をいたします。

そうした中、電子行政は行政分野へのICTの活用とこれにあわせた業務や制度の見直しにより、行政の合理化、効率化及び透明性の向上や国民の利便性の向上を図ることを目的として推進されております。また、住民の参画や行政と住民の協働を促進するオープンガバメントの世界的な流れを受けて、電子行政に関するICT政策の新たな潮流として公共データの活用促進、オープンデータへの取り組みが開始されております。そこで、現在本町における行政サービスへのICT利活用についてご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、本町におきましては宮城県と24市町で運営しております共同電子申請システム及び町公式ホームページでの開設により、行政手続の簡素化、情報発信を行っているところであります。今後につきましては、新庁舎建設にあわせ

まして行政サービスの向上につながるようなICT、情報通信技術の利活用を検討してまいりたいと考えております。また、個人番号カードの普及状況を見ながら住民票の写し、証明書が発行できるコンビニ交付の導入もあわせて検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） グローバル化が叫ばれている今日において、これからの地方自治体に求められる役割とICTの関係は非常に密接であると考えております。IT化が進んでいない自治体と先進自治体とではさまざまな行政サービスにおいて差が出てくるものと考えております。今後、本町におきましてもICT分野の人材育成、有資格者も含めてですけれども、確保が必要だと思いますが、この点に関してどのように考えていくのか。町長のご所見をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当の企画財政課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今おっしゃられたとおり、ICTの利活用、これについては町民サービス、あるいは行財政改革の中で大変大きな柱だと思えます。現在有資格者の職員につきましてはございません。それで、ICT分野の人材としましては不足しているということで、今現在総務省で設置しております地域情報化アドバイザー、これの利活用も含めて経験者の採用、あるいは人材の採用、それから庁内における人材育成、これも図っていかなければならないと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 先ほど、町長のご答弁からもホームページも含めて情報発信をしているということですので、今若年層はいろいろな情報をどこで入手するかというと、やはりスマートフォンです。きのう教育長もスマートフォンを使われているということですが、通告外の質問だったら議長とめていただいて結構なんですけれども、町長、ちなみに携帯は何をお使いですか。（「鳴るとあれなので置いてきましたけれども、スマートフォンです」の声あり）

このように、失礼ながら高齢者の皆さんもスマートフォンを使いこなす時代です。行政サービスというものは常に町民の皆様の視点に立ってサービスを提供していくことが望まれると思っておりますので、こういったIT化の推進を庁舎建築も今後控えて

いるものですから、そこもあわせて今後ご検討いただきたいというふうに申し添えて、次の質問に移りたいと思います。

2点目です。文化スポーツ施設の利用予約のオンライン化を推進してはという点でございます。先ほど申しましたように、地方公共団体におきましては従来、行政のさまざまな申請、また届け出は窓口へ持参するかもしくは郵送で提出をいたしておりました。しかしながら、近年ICT化を活用したオンラインによる行政サービスの提供が進められてきている中で、本町においても文化スポーツ施設の利用予約のオンライン化を皮切りに、行政サービスの質の向上を通じた住民満足度、町民満足度の向上や業務の改善を一層図っていく必要があると考えますが、この件につきましてご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご質問の内容、生涯学習課の所管になると思うので教育長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、スポーツ文化施設関係ですので私のほうから答弁させていただきます。

第4次総合発展計画後期基本計画に生涯学習に関する情報管理、提供体制の充実を図るために全町的な生涯学習関連施設の情報ネットワーク化と、空き室情報などをインターネットを通じて町民に情報提供するシステムの確立について検討し、利用者の利便性の向上や各施設の有効活用に努めるとあります。そのことについて検討したところ、本町の場合は施設利用者のほとんどが町民の継続的に利用している団体であり、空き室情報は窓口電話による対応で現在足りている現状にあります。また、利用予約のオンライン化には各施設ごとに機器やソフトなどの費用が必要となります。さらに、利用者である町民側にも接続環境と利用者登録が必要となります。多くの利用団体の現状を見ると、高齢化しており、新しいシステムよりは今の予約方法が使いやすいのではないかと判断しているところでもあります。これからのことについては、今のところ費用対効果の面からも考えまして、本町としては現状のままで運用していきたいと考えております。ただ、今後利用者の勤務時間帯等の関係で来庁または電話での確認が困難という意見があれば、再度検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、オンライン化になった場合でも申請書の提出は必要となりますので、窓口に来て出していただく必要はあるわけでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今回の教育長のご答弁の中で第4次総合発展計画で検討したというお話でした。先日の上程された第5次総合発展計画の中では、生涯スポーツの振興という項目がありまして、ここには地域の人たちが主体的に運営し、誰もが生涯の各時期にわたって体力や年齢、技術、興味、目的に応じていつでもどこでもいつまでも、スポーツに親しむことができるようスポーツ施設設備の充実を図るとございます。

（3）番、効率的活用の推進を重要事項として上げている段階でもあります。つまり、先ほど町長の携帯をスマートフォンかどうか確認したのも、何度も言いますけれども、高齢者の団体が多いということにおいても非常に今の生活環境はこのITが世に出てから大分変わってきていると思います。この質問させていただいた背景には、昨年27年3月に総務省から地方公共団体におけるICT技術を活用した行政サービスの改善方策に関する調査研究報告書というものが出されているわけです。その内容には、住民向けの手続のオンラインサービスの状況という項目がありまして、サービスの内容をいろいろ21の類型に分類しまして、その中で文化スポーツ施設などの利用予約は最もオンライン利用率が高いそうです。なおかつ、職員採用試験申し込み、それから研修、講習、各種イベント等の申し込み、粗大ごみ収集の申し込みらを含めると、オンライン環境整備率が上がれば上がるほど利用率向上が期待できるという報告がされているわけです。先日、同僚議員の木村議員が体育館の利用状況について一般質問されていましたが、環境整備というものは町民目線で行政サービスを提供していくことが本来の行政サービスだと思います。高齢化しているこのご時世ですけれども、スマホを使われる高齢者もふえておりますし、何よりいつでもどこでも確認ができる。申し上げれば、システム導入ということになりますと非常に金額も高額になると思います。ただ、例えばですけれども、ホームページ上で各体育館、それから文化施設、そういったところの予約状況だけをネット上に公開するだけでも必要な情報を必要なときにいつでも見られる、これだけでも行政サービス、大分町民から見れば変わったというふうな印象を必ず与えると思うんです。

それから先ほども申しましたように、庁舎建設を控えていく中でしっかりと行政サービス向上を進めていくことが町民の庁舎建設への理解を高めるものと思いますので、こういったIT化の推進にはぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりだと思います。今後とも取り組んでまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ぜひ、その検討を前に進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。大綱3点目は教育行政についてであります。

まず、我が国で薬物乱用が初めて社会問題化したのは、終戦直後であります。戦前から一種の強壮剤として使用されておりましたヒロポン等の覚醒剤が流行し、中毒者と犯罪者が急増いたしました。第2次乱用期は昭和50年代であります。平成に入った後も第2次覚醒剤乱用期は完全には沈静化せず、覚醒剤事犯の検挙人員は全国で1万5,000人前後で推移しておりましたけれども、平成7年にこれが増加に転じまして、平成9年にはほぼ2万人に達しました。中高生の覚醒剤の事犯が急増しまして、これを受けまして現在は第3次覚醒剤乱用期として重大な事態を迎えているわけでございます。

そこで、以下の2点について質問をいたします。

まず1点目ですけれども、文部科学省において平成20年に薬物乱用防止教室の充実というものについて通知を出しております。これは児童生徒の薬物乱用防止への取り組みが功を奏しまして、近年は覚醒剤等の薬物の乱用により補導される青少年、とりわけ中高生の事例は減少傾向にございました。しかし、ことし2月、警察庁生活安全局少年課が出しました少年非行情勢という調書があるんですけれども、これによれば平成27年の薬物事犯の数は再び増加の一途をたどることとなりました。また、その低年齢化の傾向をあらわす象徴的な出来事として、昨年11月京都市の山科区の市立小学校に通う小学校6年生の児童による大麻吸引問題が世間には大きな衝撃を与えました。現在、子供にまで広がった薬物問題は極めて憂慮すべき状況にあります。引き続き対策が必要な社会問題であると考えます。

そこで、本町の近年の薬物乱用防止教育に関する取り組み状況についてお伺いを

いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育行政についてということですので、教育長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、薬物乱用防止教室の充実、近年の取り組みということでご回答申し上げます。国における薬物乱用防止対策は、議員今おっしゃったように、平成20年8月の第3次薬物乱用防止5カ年戦略を受け、青少年による薬物乱用の根絶及び規範意識の向上、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰の支援及び再乱用防止の推進、薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取り締まりの徹底、水際対策の徹底及び国際的な連携・協力の推進の4点を戦略目標として諸対策を推進しているところであります。そういう戦略の中、関係省庁が緊密に連携し、さまざまな取り組みを推進しているわけではありますが、その一つの目標に青少年、家庭及び地域に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未全防止の推進がうたわれております。

具体的には、学校における薬物乱用防止教室及び啓発を図るため、小学校は体育、中学校及び高等学校は保健体育の時間はもとより、特別活動、総合的な学習の時間、道徳の時間等も活用しながら学校教育全体を通じて指導を行っているところでございます。さらに、本町においては薬物乱用防止教室を中学校の全ての学校において、年1回以上、小学校では地域の実情において開催しており、小学校6校、中学校4校、全10校で実施しております。ちなみに、亘理中学校と荒浜中学校は亘理警察署の職員を講師として、吉田中学校と逢隈中学校は薬剤師が講師となって授業を行っているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今回の教育長の答弁からは本町10校のうち、10校開催しているというすばらしい答弁でございました。しかし、実施状況から見れば非常に優秀な状況なんですけれども、問題は中身だと思うんです。ただ教室を開けばいいということではなく、薬物の危険性というものをその年代に合わせてわかりやすく伝えることが目的ですから、伝え方にも工夫が要ということになります。私、先日母校の小学校の薬物乱用防止教室を受けてきましたけれども、講師の方、薬剤師の方でしたけ

れども、薬剤師の方だと常に勤務している会社の社長から了解を得てこういった教室を開いているものですから、大きく時間帯ですとかそういう制約があるわけです。また、先ほどお話がありました警察署に私も足を運びまして、生活安全課の担当の方とお話ししましたところ、ことしから配属になられた担当の方だったんですけれども、去年までの状況はよくわからない。その学校の校長先生並びに生活指導担当の先生とその学校に応じた要望がある教室を開いておりますということでした。

各校、指導内容といいますか教室内容が異なっては町としても町立学校ですからある程度均一化した教室を開催していくべきではないかと思います。それで、教育委員会側としてこの薬物乱用教室など実際現場でござんになったことはございませうでしょうか。お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 私自身はちょっとそこまでは授業を参観したことはございませんが、今年度も文科省のほうから薬物乱用防止教室の開催状況について調査依頼が来ております。県教委を通して上のほうに報告するわけですが、今議員がおっしゃったように、均一の講義内容と言ったらいいんでしょうか、授業内容というのが必要だろうとは思いますが、教育委員会としては学校に主体性を持たせていますので、校長の判断、あるいは生活指導、あるいは学校全体の先生方の要望等によって方針が若干違ってくるというのも、これはやむを得ないのかという感じがいたします。学校の実態というのもございませうし、そこまで教育委員会でこうやりなさいというふうな管理執行ではちょっと学校の主体性もなくなってくるだろう。その辺はお互いに学校と教育委員会の連携を図りながらやっていきたいというふうには思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） わかりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。一昨年末の流行語に危険ドラッグが入ったことからわかりますように、ここ数年は危険ドラッグの蔓延が大きな社会問題となっております。新聞報道によれば、民間団体日本薬物対策協会が首都圏の中学生・高校生を対象に実施した意識調査なんですけれども、半数を超える生徒が危険ドラッグは簡単に入手できるという回答をしているわけです。安価なこともありますし、今インターネット、スマホ、SNSとそういった環境がこういった若者

への薬物乱用を広げている原因になっているわけでございます。今後も、特に若者への広がり懸念される中で、薬物問題は多様化し身近なものになっているわけなので、こうした中で近代の子供たちが夢を実現する意思を持って、自分たちの道を歩んでいけるような手助けをするための営みである教育再生を実行していく必要があるわけであります。

それらの一環としてもこの本町の薬物乱用防止教室をより充実させていく必要があると考えますが、推進していくための現状の課題とその対策をどのように講じる考えか、教育長のご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 薬物乱用の問題は非常に深刻であります。昨年、京都市内で小学校6年生が大麻を吸うという本当に衝撃的なお話があったとおりでございます。そういう問題、児童生徒が薬物乱用の有害性、危険性のみならず、好奇心、あるいは投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、あるいは宣伝・広告、今お話があったとおりです。入手しやすさなどの社会環境などによって助長されることがあります。

したがいまして、非常に難しい問題かというふうに認識しているところでありますので、薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、あるいは麻薬取締官OB、学校薬剤師、あるいは民間のそういう知識を有している人材の方などの協力を得ながら、薬物乱用防止教室の充実強化を図っていくとともに、青少年の薬物乱用の実態や薬物の危険性について情報の共有化を図っていききたいというふうに考えております。さらには、学校における薬物の危険性等に係るポスターの掲示など、啓発活動はもちろんでございますが、家庭、地域と連携し児童生徒のまず異変に、これはいじめ、不登校も同じですけれども、異変に気づく環境づくりというものが非常に大事だというふうに思っております。そのためには学校警察連絡協議会が年3回ほどあるわけでございますが、その中での情報の共有、それから薬物の危険性、こういうものに対してはPTAのほうに話しかけて協力を依頼をするなり、そういうふうな啓発活動などもやっていきたいものだというふうに思っているところであります。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ぜひそういった地域、もしくはご父兄の環境づくりにしっかりと取

り組んでいただきたいと思います。

先日、鈴木高行議員がいじめによる一般質問されておりますけれども、このいじめによる自死が社会問題化している現状を鑑みれば、学校や教員には今まで以上に高度な注意義務が求められていくと思います。我が国の教育がさまざまな課題に直面していく中で、地方教育行政におきましてはその責任体制、これから新しく本町も9月以降、新教育委員会制度の中でしっかりと確立していただきまして、現場の問題に迅速かつ的確に対応していかねばならないことを申し添えまして、私の一般質問を終了いたします。

議長（佐藤 實君） これをもって、渡邊重益議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後2時20分とします。休憩。

午後 2時08分 休憩

午後 2時18分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番。小野典子議員、登壇。

〔5番 小野典子君 登壇〕

5番（小野典子君） 5番小野典子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からはこの通告書にもありますように、第1点目としてまちづくり協議会の確立についてということをお伺いしたいと思います。

そして、第2点目には被災地の暮らしやすさづくりということを質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、10年前のことですけれども、第4次総合発展計画の中で新しいまちづくりの重点方向としまして住民と行政の役割分担を見直し、町民と築く地域協働のまちづくりを進めるとうたっています。その実現のために町民と行政が一体となって新しいまちづくりに取り組むということを明確化しております。地域協働のまちづくりと言いましても、さまざまな分野にわたりますが、今回は地域づくりの分野に焦点を当てて考えてみたいと思います。この地域づくりを進める上で、計画書は4つの重点目標を掲げて、その推進を図るというふうなうたっております。

第1点目、地域協働のまちづくり体制の確立を図る。第2点目、地域活動、コミュニティ活動の充実を図る。3点目、ボランティア活動、NPO活動の充実を図る。

そして最後に人権尊重、男女共同参画の推進を図ると、この4つの項目で課題の展開を図ってきたということになります。正直私は男女共同がここに入っていたのかと最初考えましたけれども、本当によく考えますとしかるべき場所であったというふうに合点がいったところです。これから町が協働のまちづくりを進める上でも、そしてまた第5次総合発展計画を進めていく上でも、さらにまちづくり協議会など住民自治を進める上でも大事なかわりがあり、そして大事な側面であると思いますので、それぞれの取り組みがどのような結果を生んでいるのか。自分なりにまず最初に考えてみました。

地域協働のまちづくり体制の確立については、これまで町は折に触れて各団体、町民に呼びかけ、できるだけ多くの参加を提供しようと。そしていろいろな手段でPRに努め、参加を呼びかけ、機運を高めてきたと思います。齋藤町長におかれてもいつも町民がまちづくりの主役だ、そして町民の参加意識を高めてこられたというふうに感じていました。このように考えると、いろいろな団体がとてもよく協力をしてきているというような状況を見て、私はこの分野については住民参画という意味で体制強化を進めてきたのではないかというふうに思いました。

ただし、ボランティア活動、NPO活動の充実、こういった面でちょっと見てみますと、町内を活動拠点としましたNPOとか、特に震災後は町内にもたくさんのNPO法人が設立されて積極的に町の復興に力を注いだり、さまざまな活動を展開していただきました。しかも、震災後の一時だけではなく今日に至っても、そして今後も継続して町の復興の一役を担いながら見守ってくれようとしている姿勢に頭が下がります。このように力のあるNPO団体、専門性があるNPO団体、さらに町内にある各種地域団体、ボランティア団体をさらにふやしていこうという議論がこれまで何度か交わされてきました。そのような状況を踏まえて、活動の活性化に努めていく必要があると計画書は現状を分析していますが、そのアプローチは果たしてあったのか、どのぐらい推し進められたかについては残念ながら私の知るところではありません。

また、男女共同参画という分野がありますが、最近は少子高齢化の経済対策としても女性の社会進出が盛んになり、それが当たり前になり、男女の格差というののもかなり緩和されてきているかと思っていましたが、しかし、まだまだ地域によっては職場によっては昔ながらの男性の固定的な性役割分担意識で考えを押しつけられ

たり、女性蔑視の発言や行動を受けてセクハラ、パワハラに悩まされている女性たちがいるという事実をこの身近な、しかも名だたる公共の事業所においてさえあることを知り、驚きにたえませんでした。女性はこれまでの家事、育児、子育て、老人介護の担い手としての仕事の上に社会経済を支える労働力の提供を求められ、管理職としての責務もこなし、さらに地域社会の活動にもできるだけという意識はあっても、人権を脅かされるような発言が繰り返されたりすれば、若い方々の社会参加も地域参加も望むべくがありません。人権問題への対処策としては、現在のところ学校において一人一人が一人一人を大切にするという教育を計画的に推進するというのが主なものになっていますが、かなり気の長い話で、現在の被害者救済になる見込みは全くない状況だと思っています。

それでは、まず初めにこういった状況を踏まえまして第4次総合発展計画の総括として町民と一体となって新しいまちづくりを推進されてきたその成果、どういふふうに捉えているか町長に伺いたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 平成18年からスタートいたしました第4次総合発展計画におきまして、地方分権、地域主権のまちづくりの時代に対応するため、これまでの施策、事業の進め方を根本から見直し、公から民への事業移管や行政主導のまちづくりから行政と住民が連携して取り組む地域協働、住民自治の地域づくりへの転換等を積極的に推進してまいりました。そうした中、現行の第4次互理町総合発展計画基本計画では、まちづくり基本条例を活用するため地域協働のまちづくり体制を確立しながら、地域活動、コミュニティ活動の充実を図れるように平成22年10月から順次各地区にまちづくり協議会を設立し、町民が主役の地域協働のまちづくりの浸透を図ってまいりました。

成果としては、地域づくりの施策はすぐ結果があらわれるものとは思っておりません。徐々に人づくりを通じまして地域が熟成していくものと考えております。東日本大震災の影響により、思い描いたとおりの地域づくりとはいきませんでした。被災した沿岸地域の被災者支援やコミュニティの再生を図るためにまちづくり協議会が一役を担えたことは、町全体が復興に向けて互いに助け合い、復興に向けて進むことができたと考えております。特に、今回の震災を通じてまちづくり協議会の存在というのは非常に大きかったというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 大変間口の広い問題を提供してしまいましたけれども、本当に町長のおっしゃるとおりで、まちづくり協議会ができたというのが今回のこの10年の偉大な成果ではなかったかというふうに思います。実は、ここに再質問を用意しておいたわけなんです、それを飛ばしまして町長がおっしゃってくださったまちづくり協議会の問題に入らせていただきたいと思います。と思っております。

地域活動の充実を図るために設置されたまちづくり協議会についてお伺いします。まちづくり協議会とは、まず協議会が直轄する地区の町内会を中心に各種団体の代表者などで構成する自治組織のこと。地区の課題の把握や情報交換を行い、その解決に取り組む機関であると定義されています。これまでの住民活動は異なる目的や機能を持った各種団体がそれぞれに活動していましたけれども、これからの人口減少や地域の課題の複雑化、多様化に対応するため、より一層の地域力の向上が求められているということが基盤にあります。設立後には住民による自治を計画的に推進していくこととなります。地域住民による自主運営を行い、地域課題解決のための地区計画の策定や創設を検討している地域づくり総合交付金とかを受け入れまして、地区内への配分の決定なども行い、住民による自治を計画的に推進していくというふうになるそうです。

これは亘理町の協働のまちづくり行動計画書の中からいただいたものですが、お金の配分決定などを行う権限があるということまでを明記しているのが本当にそのとおりと感じました。さて、まちづくり協議会の生い立ちについてですが、若干の私の意見を入れながらお話しさせていただきます。地域の身近な課題解決を行う組織として平成22年10月の吉田西部地区まちづくり協議会を初めに、吉田東部、荒浜、逢隈、亘理の順に5つの地区に設立されました。国からの補助金が出るからということで、とりあえずは組織づくりをせねばということになり、数回の協議の上、準備委員会のメンバーをもとに設立総会に至ったものです。吉田西部、吉田東部、荒浜のまちづくり協議会が活動をスタートし始めようとしたやさき、あの東日本大震災が発生しました。全てを破壊されてしまった荒浜、吉田東部の津波の被災地だけではなく、地震被害の多かったほかの地区でもさらに行政においても庁舎が破壊される惨状となり、町長を初め行政の方々の激務を目の当たりにすることになったところでした。

震災後に立ち上がった逢隈や亘理の協議会のいづこも、まずは被災者や地域を元気づけるイベントをすることが専らの目標となり、その任務となったのも当時の状況を考えればとても自然なこと、むしろ時を得たことだったと思われます。地域の方々の何がしかの力になりたい、その一心だけでした。しかしながら、気がつけば来る年も、あくる年も協議会という大きな組織の傘下にある部会、各部会ごと、前年度事業をそのまま踏襲した嫌いも少なからずあったようです。少し色を変えただけの事業が繰り返されたころには、実施している協議会の中からも町民の方からもまちづくりとは何だと疑問視する声が出始めましたけれども、それぞれの大きな組織の中では徐々に見えてきた問題も、途中では簡単に処理し切れない事情があることを知らされました。私も団体として包含された関係から、吉田東部まちづくり協議会のメンバーとして参画しました。初めの3年間は遠巻きに加入し、この2年間は運営の一端に首を入れて携わってきましたが、よかれあしかれ、各地区のまちづくり協議会が地域の人たちのためにとさまざまな事業に取り組んできたことは確かです。それぞれの部会ごとに主体性を持って事業を企画し、他の部会員はその都度補足サポートする中で必死にボランティア活動を続けてきたという状況も見てきました。

議長（佐藤 實君） 小野議員に申し上げます。簡潔にお願いします。

5 番（小野典子君） はい、済みません。地域の人たちにまちづくり協議会の理解を深めてもらうべく、広報紙のつくり方一つでも事業報告中心の広報から事業案内型の広報へとイメージチェンジを図り、事業のチラシを手渡し、学校に出向いて共同作業をするなど、一昨年少しずつ事業にも工夫と改善を重ねてきたところです。大変未熟で、足腰の弱い協議会ですけれども、定年退職をして第2の人生をまちづくりに足を踏み出して頑張っているおじ様たちもいます。これまで地域づくりは婦人会と相場が決まっていたようなものですが、ともに男女共同参画を実践しているといったところです。

ただ、本当に今のままでいいのかと各協議会とも認められているまちづくり協議会の将来像が見えないことを心配しています。何をやっているのかと言われたくない意地もあります。ボランティアとして頑張ってきたプライドがあります。そこで町としては各地区まちづくり協議会をモデル的な存在として開設し5年になりますが、現在地域協働のモデルとなっているのか。それぞれの現状と課題をどう捉えて

いるのか伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 協働のまちづくりの具体的な構築を図るため、地域の実情に沿った住民による地域自治を推進する母体として各種団体を包含したまちづくり協議会を設立し、各地区の計画策定等の活動を推進してまいりました。被災した沿岸地域ではコミュニティの再生に向けて大変苦慮しておりますが、まちづくりに関しまして最も身近で基本的な自分たちが暮らす地域を明るく住みよいものにするためには、みずからが地域活動に参画していく意識啓発がまだまだ不足しているのも現状であります。各地区で地域の課題解決に向けた特色ある地区計画を策定いたしましたので、今後はその計画の実施に向けて地域住民と一体で進める必要があります。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員に申し上げます。通告に従って、簡潔にお願いします。小野典子議員。

5 番（小野典子君） わかりました、済みません。それに加えても、まちづくり協議会の職務内容ということになります。今年度はこれまでの過去の事業の反省も踏まえながら改善を加えて、地区計画書に沿った形での事業計画を進めている予定ですが、それぞれの主体性と責任で、今現在行っている活動だけをやっているのかということ。地域でのあらゆる共同作業の拠点として協議会が位置づけられたとすれば、各種団体等の活動をつないだり、ボランティアを要請したり派遣したりというような業務も出てくるのではないかと考えます。将来的な業務や姿であっても、その情報があれば頑張れるわけです。そんなステージに立つ自分たちを想像してやる気が出る、明るくなる、そして地域の元気につながるわけなんです。そこで再質問をさせていただきます。

協議会の形は、確かに出てきました。足を前に踏み出せるようになりました。しかし、ひとり歩きにはほど遠く、進むべき方向、道の奥がまだ見えていないような状況です。町で協議会に求めるのはどのような内容と指導力、調整力のある協議会なのでしょうか、伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 担当の企画財政課のほうから答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほどの町長の答弁もありましたように、5地区のまちづく

り協議会におきましては、今現在地区計画策定、既に終わっております。それについては5年後、10年後に向けました事業計画ということで、それぞれの協議会で策定しております、まちづくり協議会については町のほうとしては側面支援ということで、今現在協議会のほうに財政支援をしておりますし、先日ですが、逢隈地区のまちづくり協議会の役員の方々に対しまして企画財政課のほうから、協働のまちづくりやまちづくり基本条例について解説を交えながらいろいろ説明しているところでございます。

今後につきましても同様に、まちづくり協議会については町が直接事業に関与する何物もありませんので、例えば経理的な指導とかあるいは事業計画を今後実施に向けて立てていく上で何か相談があれば相談受け付けということで、側面からの支援ということで今後とも考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいまのご意見に対してなんですけれども、本当にもっともなご意見だと思います。まちづくり協議会は自分たちの手でというような形になっているわけなんですけれども、今現在各地区で皆さん、事務局が悩んでいるのは何かもう一つ見えない部分がある。もう少し具体的にといいますか、具体的にという意味は別に内容を示せではないんですが、自分たちの行く方向がこちらの方向に向いていくんだという、その方向が見えないということで悩んでいる人たちがいっぱいいるものですから、その辺のことについて、町のほうでは大体こういうふうに進むという腹づもりというか計算はできているはずだと思うので、そういった情報を少しでも分けていただきたいというような声がありますが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 基本は、先ほど申し上げました各まちづくり協議会の地区計画に基づいて事業を進めているはずでございます。それから、あと5地区の協働のまちづくり推進会議ということで会長、それから事務局長で5地区のまちづくり協議会の方々が構成する中では、そういったまちづくり協議会の抱える問題点について、企画財政課、私も含めて職員が入りまして、協働のまちづくりの中での悩み等については逐次お聞きしながら、できる限りお答えできるものについてはお答えしながら、今現在進めているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 次の質問にもなるわけなんですけれども、町では指定管理という言葉随分前に出されたままに宙に浮いてしまっているという状況があります。まちづくり協議会を指定管理者の対象の一団体としてその導入を考えているのか。そしてまた、どうしてこれまで進められなかったのかということについてお伺いいたします。毎年、1,000万円ぐらいのお金を使わせていただいているのに、いち早くこの指定管理を導入していただいて仕事を進めたならば、もっと町の財政に潤いが出るのではないかとということについてお伺いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 3番目の質問でよろしいんですね。地域住民が協力・連携しながら暮らしやすい地域づくりの活動に取り組むことができるよう、そして身近な存在であるまちづくり協議会が地域の活動拠点となれるよう、地区交流センター等を指定管理者制度による事業展開にできる体制づくりを進めております。このことにつきましては、地区のまちづくり協議会と町が合意の上で指定管理者制度を進めるべきと考えておりますので、それら指定管理の時期等も含め、今後とも協議を進めてまいりたいと思います。この件については、簡単にというか矢継ぎ早というわけにいかないと思います。地元との、それぞれの協議会との合意というのが一番大事だと思います。多少時間がかかると思います。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） それで、再質問になりますが、今後の具体的な進め方はまだ全然決まっていないというような捉え方でよろしいわけでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 4番にある具体的な進め方ということで考えてよろしいんですか。まちづくり協議会が指定管理者制度を活用した事業を展開するためには、施設の管理や地域づくりのコミュニティ事業を実施するようになります。現在も、基本的には今後の指定管理への移行に向けて、施設の中での業務をとり行っております。その中で、施設の管理やさまざまな事業を行うことでスムーズな指定管理へ引き継げるよう、取り組んでいるところであります。したがって、時間をかけながらじっくりというふうな判断をしていただければと思います。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） よろしかったら、一つの施設ではそういったことを進めているとい

う情報も私たちにはいただけないものかと感じておりますが、いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 町内のまちづくり協議会で指定管理に移行しているところは
まだございませんので、これについて、先ほど説明申し上げました5地区の協働の
まちづくり推進会議の中で今現在何回か勉強会をしておりますので、ある程度合意
がまとまりましたら町長の話にありましたように、指定管理者制度を双方合意の上
で進めていきたいということで考えております。以上です。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 最後にお伺いしますけれども、どの辺の時期を見越して指定管理に
持っていくものか。順次にという話もあったんですけども、これから2年先、10
年先なのかというおおよそで構いませんけれども、その予定をお聞かせいただけれ
ばと思いますが。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど来申し上げているとおり、先を急ぐとむしろうまくいかない
こともあるので、できるだけ早くということでお答えしておきたいと思えます。ま
だ、未定でございます。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） そうしますと、その間の今現在おられるまちづくり協議会の事務局
職員、その人たちの身分保障とか賃金的な財源的な措置はどのようになるのかお伺
いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今現在、たしか午前中の議員の質問のときもお話したよう
に、今現在緊急雇用でまちづくり支援事業ということで各まちづくり協議会に人件
費も含めて支援しておりますので、そういった形で今後も続くかと思えます。以上
です。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） それからまちづくり協議会の理念、必要性については各地区ごとに
いろいろな取り組みをしているわけですけども、まだまだ浸透性が足りないとい
うようなことの状態に把握されております。広く町民に浸透させる共同作業を町と
一緒に実施してはどうかと。例えば町のどこぞの課でこんな事業を展開しなければ

ならないという意義とか目的のあるものについては、積極的にお声がけをいただければということです。協働してはどうかということなのですが、それからまた、協議会の中では全地区の協議会の共催で協議会まつりとかそういったネーミングをした活動発表会などを実施すればというようなことも話し合われておりますけれども、お互いの交流・活性化だけではなく、広く町民の方へのPRをどうすればいいか。最後にご意見伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まちづくり協議会の理念、必要性につきましては、まちづくり協議会が主体的に実施する各種事業等を通じながら、地域住民に対し積極的に浸透を図ることが本来重要だと思います。町といたしましても、今後とも側面からサポートしながらその考え方を町全体に広く浸透を図っていきたいとそのように思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 結局、まちづくり協議会のほうで一層頑張るということで、質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、第2点目なんですけれども、被災地の暮らしやすさづくりということについて、ちょっとお伺いします。

私たち被災地のほうでは人々の集団移転とか公営住宅の移転も終わりました、一応の落ちつきというものができてきましたが、まだまだ誰もが求める安全・安心で住みよい町という現状ではありません。長い間こつこつと積み重ねてきた、育て上げてきた文化も台なしになりました。緑がすっかり喪失してしまったことです。震災前まで田園風景に必ずあったいぐねの風景、それぞれの農家の屋敷に大中小の木が植えられ、生け垣があり、時にはそれら緑の織りなすイメージが家の表札がわりにもなっていました。それがすっかり消滅してしまった今は、すっかり修理を終えた家でさえも緑のスカートも身につけないまま裸同然で海の風にさらされています。コミュニティの破壊についても言うまでもありません。地元を去った人も新しい土地でのおつき合いには気を使い、信頼関係を築き上げることは容易ではなく、あえてつき合いをしないことにしているという向きもあります。外部からたまたま訪問しようとしても入居者の表示もなければ、郵便受けに名前があるのもほんの一握り。ドアは日中でもロックされていて、声がけをしてもなかなかあきません。あけない

のが安全対策になってしまっています。理髪店、美容院、食料品店など、各種商店も壊滅状態、廃業を余儀なくされました。広い吉田東部地区、荒浜地区にも食料品を買い求められる店がたった1軒ずつ、本当にわびしい限りです。

こんな事情から、最近になって住みなれた地元を離れる人もいるぐらいです。新しい災害住宅に入居された方々の定着さえ危ぶまれているという状態にあります。もともとにぎやかな地域というわけではありませんでしたが、草が生い茂る季節の光景はまるで震災当時を再現したかのような不気味ささえ感じさせられています。そこで、均衡あるまちづくり、バランスのとれたまちづくり、暮らしやすさの視点からのご見解を町長にお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 東日本で被災した荒浜地区や吉田地区の危険区域における土地利用計画については、復興商店街等の商業施設や避難丘、野球場の公園やメガソーラーを使用した再生可能エネルギー等の施設整備について、有効活用を図ってまいります。また、商店を初め中小企業の事業再建や新規開店等について、各種補助制度により相談・支援することにより民間参入を促したいと考えます。平成28年4月からスタートする第5次亘理町総合発展計画の土地利用構想としては、亘理地区、逢隈地区、吉田地区、荒浜地区の4つの既成市街地について都市的基盤の整備と防災性の向上を図り、良好な住環境の確保・創出に努めるとともに、それぞれの地区の個性や資源を生かしたコンパクトな市街地の形成を進めるものであります。

今後とも、日常の生活に欠かせない町民の足となる地域公共交通の充実も図りながら、潤いのある住環境、生活空間の確保に努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ところで、鳴り砂は元気だろうかということがよく話題になります。鳴り砂という言葉は東部まちづくり協議会のお便りの愛称でもあります。そのお便りが生きているという情報を届けてくれました。亘理町の財産でもある鳴り砂の実情を何とか東北の湘南の浜辺の名勝地として再生できるように調査を重ねてくださってはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 鳴り砂の保存につきましては、東日本大震災直後に鳴り砂保存会の方々が調査を行って、現状を確認したところ、鳴り砂は現存しているとの報告があ

ります。保存会では毎年調査を行い、町に報告があるところであります。現在、海岸関連の工事を行っているため、鳴り砂を保存するための必要な海岸漂着ごみなどの除去につきましては、大規模な清掃はできない状況でありますけれども、一部のボランティアの方々がいらしております。ですから、時間はかかると思いますけれども、現在行ってみましても鳴り砂の上を歩かなくても堤防から見てもすばらしい景観でございます。私はやがてはよみがえると考えていますから、今回の大震災でございますから、先を焦らないで今の現状の景観でも本当にすばらしいものがあるかと思います。やがては年数はかかりますけれども、あそこに防潮林、そしてメガソーラー、先ほども質問出たすばらしい農地が、あるいはまた防災公園も出るわけでございますから、すばらしい地区になると思います。

議長（佐藤 實君） 小野議員に申し上げます。ただいまの発言は通告外でありますので、通告に従って一般質問をするように、注意いたします。鳴り砂の件です。小野典子議員。

5 番（小野典子君） 済みません。それでは、先ほどお話しした緑の再生ということでお話ししてもよろしいでしょうか。暮らしやすさの中で緑がなくなったというあたりの話をしましたので、その点をとったんですが。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員のお話の中では、個人で植栽する、あるいは公的に植栽する、この2つに分かれると思います。公的に植栽するものについては年次計画の中で防潮林という形になると思います。それから、それぞれのおうちで植栽するものについては、私もいろいろなところをかいま見えていますけれども、それぞれのおうちの管理になろうかと思います。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） それでは、最後に記載しておりますけれども、現在の買い物弱者、交通弱者の対策ということでお伺いしたいと思います。私の住む長瀬、開墾場あたりの高齢者の方々なんですが、朝8時に家を出て亙理の内科、外科の診察を受けて帰ってくると1日が終わるとよく聞かされています。こういった実態を考えると、これから利便性を高めてくださる施策があるのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 交通弱者を含めた今後の地域公共交通の運行形態につきましては、

災害公営住宅や防災集団移転事業による住居の状況等を鑑みまして、総合的な公共交通を再構築する必要があると思っております。災害公営住宅、防災集団移転事業が一段落し、これから人の流れが定まっていくと思います。ニーズをいち早く捉え、さざんか号の新たな路線やデマンドバス形式の運行方法を含め、地域公共交通会議等において協議し、「さざんか号」と「わたりん号」の整合性を図りながら将来にわたり、より多くの町民に利用される地域公共交通のあり方を利便性、安全性、効率性、そして経済性を考慮しながら協議・検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ぜひとも、そのご検討を進めていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって、小野典子議員の質問を終結いたします。

次に、9 番。高野孝一議員、登壇。

〔9 番 高 野 孝 一 君 登壇〕

9 番（高野孝一君） 9 番高野孝一です。私は2項目で質問させていただきます。

まず初めに、1つ目です。第5次総合発展計画、先日議案可決いたしましたので、この（案）というのを削除させていただいて、進めていきたいと思っております。第5次総合発展計画の基本計画について。

（1）です。平成28年から平成37年までの10年間、第5次亶理町総合発展計画を作成するに当たり、その前段での第4次亶理町総合発展計画の施策実施状況を把握することが大事だと思います。平成26年12月1日開催の全員協議会で第4次亶理町総合発展計画策定に関する施策実施状況調査結果の報告がありました。内容をかいつまんで言いますと、後期計画に位置づけられている施策は352施策で、目標達成が20%、事業展開中が74%、残り6%が未着手となっております。そこで、未着手施策であります以下の3つについてです。

①郷土資料館活動、これはボランティアの育成、確保、運営に係る住民組織友の会というふうな名称でございます。その結成。②悠里館を拠点とした観光サイクリングロードの整理。③行政改革・事務改善に関する提案ができる職員提案制度。以上、3施策に絞りまして第5次亶理町総合発展計画基本計画に継承されているか、伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 第4次亶理町総合発展計画が今月3月末で終期を迎え、平成28年度からは今後の10年を見据えた新たなまちづくり計画がスタートしようとしております。平成18年度から平成27年度までの第4次亶理町総合発展計画では352の施策があり、そのうち94%は事業の目標を達成、あるいは事業を実施したものであり、6%の事業が未着手でありました。東日本大震災の影響があったものの、おおむね順調に計画が遂行されたと考えております。

ご質問にある郷土資料館友の会結成については、郷土資料館活動を充実するためにリピーター及び協力者確保のための会を結成し、資料館運営の効率化に努めるものであります。次の悠里館を拠点とした観光サイクリングロードは、観光拠点を充実させるため悠里館などを情報発信拠点と位置づけ、ここを起点に各観光拠点、景勝地を結ぶサイクリングロード等の整備を推進するものであります。また、職員提案制度は行政改革、事務改善に関する提案ができる職員提案制度を新設し、職員の積極的な提案を奨励する環境を創造することにより、行政経営の質の向上に努めるものでありましたが、それぞれ東日本大震災の影響で復旧復興事業を最優先したことや、財政上の問題等により実施に至らなかったこと、この点は大変残念な現状であります。第4次総合発展計画で積み残した事業等は、基本的に第5次総合発展計画に継承していくことを基本としておりますが、人口減少、高齢化社会の進展等に伴い、震災からの早期復興、地方創生に向けたまちづくりを進める上で、町の歴史資源をPRするボランティア活動や悠里館を拠点とした観光事業、職員による積極的な意見交換については必要なことと考えられますので、第5次総合発展計画においても事業内容を精査したうえで実施計画等で検討したいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 今町長のほうから実施に至らなかった理由として2つ、東日本大震災の影響で復旧復興の事業を優先させてしまった。もう一つが財政上の問題であるというふうな説明でございましたが、私が質問した①、②、③、それぞれがどの原因に該当するかお答え願います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 担当課の企画財政課のほうから答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、震災の関連と今町長答弁ありましたけれども、そ

のほかに詳細な理由としましては、1番の歴史資料館の友の会、これについては当初後期計画のほうから盛り込まれたということで、実際には計画は掲載しましたが、3カ年どおりの実施計画には掲載しておりません。それから2番目の観光サイクリングロード、これは悠里館からの観光サイクリングロードでございますが、これについても先ほど震災の影響もというお話がありましたが、実際市街地通るわけですから、金額的にも結構事業費かかるということで、これについても実施計画では実際には掲載されませんでした。それから3番目の職員提案制度、これにつきましては先ほど言った職員の行政改革、事務改善に関する提案制度ということで、これにつきましても震災の影響もありましたが、具体的な提案、現実的に無理な提案等もありまして、実際的にはその提案制度まで至らなかったということで、個々の理由がございまして、これについては今後第5次総合発展計画の中におきましては、3カ年ローリングの実施計画、これから実施計画に盛り込んでいきますが、そういった中で今後精査していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 各種施策事業なんですけれども、本来であれば実施計画に掲載して、ところが震災があってできなかった。実施計画に掲載して財政の調達が難しくてできなかったという理由だったらわかるんですけれども、実施計画そのものに載せない中で、震災が来た。財政上の問題でできなかったというふうな理由にはならないのではないかとこのように私は思うんですけれども、その辺の捉え方、理解の仕方をちょっと説明していただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今申し上げました震災の影響というのが一番の影響ではありますが、それぞれ個々の事業実施に当たりまして、今言いました事業費、あるいは実現性が可能かどうかということで3年間のローリングの実施計画に搭載しますので、今後についても同じように第5次で掲載しました基本計画の中で実施計画に、第4次からの移行する事業について、実現が可能かどうか精査しながら今後移行していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 例えば、悠里館のボランティアに関しては第4次総合発展計画の中を見ますと、25年度までに30人を育成確保するというふうにしっかりと数字出てい

るんです。ということは、第4次総合発展計画が始まったころからこういうふうな企画を立てて募集しないと、25年度までに、25年ということは17年から始まりますので七、八年かかりますけれども、そういうふうな計画があつてしかるべきであるにもかかわらず、第4次総合発展計画がスタートした時点で震災の直前までなかったということに関してはどういうふうな理由づけでご説明していただけますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、先ほどから話しております3カ年の実施計画、何年後にこの事業を実施するかというのはそれにかかっていると思うので、総合発展計画の基本計画の中では実施計画も織り込んでいますので、それについて今後も、第5次も含めてなんですけれども実施計画、実現性も含めて可能かどうかも含めて織り込んでいく必要があると思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） それで、2番目の悠里館を起点としたサイクリングコースの整備、イメージ湧かないんですけれども、どういうふうなコースを考えておりますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 前の総合発展計画を見てみますと、具体的にといった地図等はないんですけれども、悠里館を拠点としたサイクリングロードということで、観光拠点を充実させるため、悠里館などを情報発信拠点と位置づけ、ここを起点に各観光拠点、景勝地を結ぶサイクリングロード等の整備の推進となっております。具体的にはないんですけれども、今言った各観光拠点、それから景勝地をサイクリングロードですから自転車の専用道になると思いますけれども、そういった形で結ぶ計画だと思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 今急に言われて、頭の中で整理しますと、悠里館から自転車で景勝地、例えば荒浜、六、七キロメートルありますよね。往復十二、三キロメートル、今は電動自転車ありますからそれを利用すればそんなに苦ではないんですけれども、そのための専用の道路、現実的にできるんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今申し上げましたように、専用道路つくるとなると多額の費用が生じますので、現実的には何かの補助事業等がない限りは町費持ち出しでは難

しいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 何か事業をしなければならないというときに、今回もそうですけれども、財源がない。そういうふうな答弁をされますけれども、どのぐらいで財源がないかわかりません。例えば財政調整基金に二十数億円あっても財源がないというふうに言い切るのか。だったら、40億円だったら事業ができるのか。いつも当局の答弁でそういうふうになりますけれども、財源がないではなく、計画上決めたものは計画を立てて、その中で少しでもいいから手当てをしながら事業を進めて未着手のような事業がないような形で進めるべきではないのかと思います。

それで、私は無理して第4次総合発展計画の事業を継承して、これからの第5次の中でやってほしいというふうなことではありません。その計画というのは今から10年前にできた計画です。10年たって、これから10年先の計画をしようとしていいかどうか。その着手ができなかった理由も含めて、それがこれから10年先のニーズに、亶理町の町民のニーズに合うか合わないかというのは、一回精査して継承すべきではないのかと思います。ましてや、そのサイクリングロード、かなり現実的ではない話ですよ。例えば阿武隈川の土手両側あります。岩沼側、亶理側、あれをぐるっと回るサイクリングロードはもう整備されていますけれども、これから亶理町の一般道路も利用しながらといても、自転車を通るスペースというのはある程度確保しなければならないとすれば、整備費がかかると思うので、そういうのは一度検討する事業ではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） サイクリングロードの件は、確かにおっしゃるとおりでございます。現実的に、なかなか難しいかというふうな判断をしております。先ほども申し上げましたように、これが観光拠点というような立場ということになれば、今特に交流人口云々が言われていますけれども、そういった場合、あそこの悠里館が拠点になり得ると。ですから、サイクリングロードにこだわらないで亶理の観光拠点としてどういった機能を持たせるかという方向で検討したほうがいいと思います。

それからこの積み残した3つの、まず第1番目のサポーター、これはぜひ必要だと思います。現在、26年度の集計で、4月から3月まで約5万1,000人ということと、あの施設を考えますと少な過ぎます、間違いなく。ですから、目標をどこに設

定するかの問題ですけれども、あそこは利用して幾らの世界だと思うので、ぜひこの制度は確立したいと私は思います。

それから第3点目の職員の提唱制度、これは絶対大事なことなので、これも早急に検討して、これは今まで職員がこれだけの数でございますからおわかりだと思っておりますけれども、精いっぱいここまでやってきたので、これからを見据えた中で職員の方々、特にどうしても行政は縦割りになりますから横の連携は絶対必要になってくると思います。ですから、そういった情報の共有も含めましてこの提唱制度というのはぜひ実現したいと私は思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 自転車にこだわるわけではないですけれども、レンタサイクルというふうな取り扱いもあるので、駅周辺に置いて町内を、観光施設を回り歩くというふうな方法もあるので、そういうふうな面でも検討してもらえればと思います。

では、（2）に移ります。わたり温泉島の海は健全な経営を行いますと記載されております。改めて健全な経営を行いますということは、健全な経営をしていないのでこういうふうな表現をしているのかと思います。その健全な経営を行うために具体的な計画を伺いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） わたり温泉島の海は、現在日帰り入浴のサービスのみを行っております。当初の目標よりは利用者数も増加傾向にありますが、日帰り入浴のみで施設の運営、維持・管理を行うことは大変難しいという結果が出ております。現段階では、この施設は入浴客をふやすことでしか実績を上げることができません。そこで、現在はテレビ等のメディアによるPR、テレビやると大分、一過性なんですけれども、実証済みなんです。そのような機会をうまく利用するとともに、各種イベントや町のPR事業と連携して入浴客をふやす努力をしてまいりたいと思っております。

今後は、わたり温泉島の海を観光拠点として位置づけた上で、このまま直営の運営がいいのか民間の力をおかりするのか、つまり温泉施設管理の経験豊かな民間企業への委託といった手法も選択肢の一つとして検討すべきだと思いますし、現在の準備を進めているところであります。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 今町長から答弁いただきました。その前に、健全な経営はどういう

ふうにお考えですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 昨日の高野議員の中にもありましたんですけれども、まず損益計算書をつくってどうかというご意見がございました。私は営業利益が少なくともプラスマイナスが今現在の目標でございます。その件については、たしか以前の議会のご質問でどのぐらいの人数を見たら採算合うのかとご質問を受けた記憶がありますけれども、たしかあのときは500人で答えたと思います。ただ、実際やってみますと、現在420人が27年度の1日平均ではないかと思うんですけれども、あと130人、550人ぐらいにすれば何とか営業バランスが、営業利益のバランスがちょうどなるかというところでございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、健全な経営ということは赤字にならない、利益を上げられる企業だというふうに、私もそういうふうに思っています。そこで、平成26年度の監査意見書の中で単年度収支は296万1,475円の黒字なんです。ところが、実質単年度収支額は1,088万4,525円の赤字です。これは原因というのは年度内に1,400万円の基金を取り崩しているのが原因です。特に突発的な要因もありませんでしたし、基金、いわゆる預金を取り崩しているということは健全な経営と言えない。これは言い切れます。

そこで27年度、まだ決算締めておりませんが、実質単年度収支の見込み額というのはまだ出しておりませんか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 数字的なことなので、担当課長のほうより答弁します。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 実質単年度収支につきましては、まだ出しておりません。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 私も計算しようと思ったんですけれども、しょうがなくてできませんでした。それで27年度、今年度ですけれども、当初予算で一般会計から1,971万3,000円繰り入れております。28年度、来年度の予算書を見ますと、一般会計から1,740万3,000円、そのほかにわたり温泉島の海運営基金から603万5,000円、合計2,343万8,000円繰り入れている数字が掲載されております。これが26年度も含めて

27年度の実績、28年度の予算の計上の仕方、3年間の数字を見る限りでも健全な経営とは言えますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） きのうの高野議員の質問にも答えたんですけども、収支だけのバランスとすれば開業はちょっと難しいわけでございます。ですから、再開したときの目的は何かという原点に帰ったとき、まず一日でも早く被災者の方に入っていたきたい。それと、亘理の復興のあかしにしようということで始まった事業でございます。現在は亘理の交流人口増大のための観光拠点という位置づけになってきております。

したがって、この1日420人、多いときだと大体1,000人前後になりますけれども、非常に町外の方々の利用が多いわけでございます。これは非常にそういう面で交流人口というか亘理への導入ということには相当寄与していると思います。ただ、きのうの高野議員のお話がありましたように、一応独立採算でやっていますねということでございます。ですから、目標として採算を、バランスとるような経営を続けたい。ただ、現在レストラン、それから宿泊、それから休憩というか宴会、やっていませんけれども、それらも可能性も含めて現在検討させていただいています。

今現状を見ますと今度の19日ですか、インター開通します。いよいよ打って出るときではないかと。事業というのはリスクがあります。このリスクをできるだけ、とにかく少なくする経営というのがとても大事だと思うので、その辺も十分考えております。ただ、打って出るときはいつも言われる交流人口の増大のためにはどうしてもあの温泉が亘理の一番の眼目になっているのかというふうには私は認識しております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） きのうの町長の答弁で、入浴は復興のあかし、そして営業に誇りを持つ。その前に齋藤邦男前町長は施設の再生なくして荒浜の観光は前には進まないというふうには言い切っております。当然の話です。25年の10月ごろでしたか、温泉再開しました。その当時は仮設住宅にもかなりの被災者がおりまして、狭いお風呂に入るような環境を強いられている。せっかく温泉があるのだから開放したらいいのではないかというのも、多分オープンした一つの要因ではないかと思っております。

そのときはそのときで結構です。ただ、今はほとんどの方が仮設住宅から出ておりまして、自分の建物に入っている、公営住宅に入っているというふうなのがほとんどでありますので、サービスだけではなく、今後は今おっしゃられたとおり採算ベースを考えて、いかに一般会計から繰り入れないかというふうなことも考えなければなりません。

先ほど、私も鳥の海運営基金から603万円繰り入れるとお話ししましたが、この603万円、営業赤字であるのになぜこんなに金があるのかと思って調べましたら、ほとんど寄附金です。寄附金を赤字に補填しようとしているわけです。24年度が町と記憶に多分ないと思いますけれども、災害防災協会から1,300万円、アサヒビールが300万円で、逢隈の村上様から1,000万円です。合計で2,623万1,000円。25年度が災害防止協会から1,300万円、そのほかにアサヒビール300万円にそのほか30万円で、合計が1,630万円です。26年度がアサヒビールから300万円、今年度が互理町木造災害公営住宅建設推進協議会から1,260万円とアサヒビールから3,000万円、合計金額計算しておりませんが、その金額の中から、赤字と言いながら、鳥の海運営基金から600万円出そうとしておりますので、大変寄附した人から見ればもう少し違う形で私は使ってほしいのかと思って寄附していると思うにもかかわらず、赤字だからここで補填しますというふうなことでは大変申しわけないと思います。

そこで、町長が先ほど答弁いたしたように、今後この温泉を直営か民間企業への委託か検討が必要というふうなことで現在準備中ということですが、例えば民間へ委託ということは指定管理というふうな考えなんですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 指定管理も一つの選択肢になろうかと思えますし、いろいろな委託の方法があろうかと思えますけれども、それはまだ別に固定した考えは持っていません。

議 長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） ただ、指定管理でも赤字になればどうしても本会計のほうから出さなければならないというふうな現状がありますし、1年前でしたか、私が産業建設常任委員会委員長のときに先進地に行ったときでも、指定管理したけれどもうまくいかなくて民間へ譲渡した。譲渡といいますか権利を売ったというふうなこともあ

りますし、そういうものを参考にしながら一番いい形、一番いい形というのは一般会計からの財源を繰り出さない、せっかく寄附いただいた人たちのためのお金を穴埋めに使わないというふうないい方法の結論を早目に出してほしいと、はっきり出すべきだというふうに思いますので、この話を以前からもしますけれども、検討しているとか前向きに考えるではなく、多分ほかの議員の皆様もお話ししていると思います。多分2年か3年前、もしくは開業当時からも言っていると思いますので、その辺の結論を早目に出すべきではないのかというふうに思います。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） もともとこの施設については、このサービスについては本来民間がやるべきだと思いますけれども、結局民間が進出しなかったのが直営という形で町がしたと思います。ですから、そういう面では非常にこの事業については経営は難しいというふうに判断しています。しかしながら、亶理町であそこがなくていいのかという議論にまずなってきましたけれども、あそこは絶対今からは必要だと思いますし、きのうも申し上げたんですけれども、3県であの震災で残ったのがあそこだけなんです。ですから、これは大きな亶理町にとっての財産だと思います。

本来、9億5,000万円の起債がありました。なお、それに6億円かかります。普通だったら南三陸、あるいは中浜小学校のように震災遺構になります。震災遺構になりましても、経費がかかります。これを、どっこい、開業したわけですから、これは我々としては経営していく責務があるだろうと。採算も大事ですけれども、その前にいかに経営するか、経営を続行するかというほうが大事だと思います。そして安定した経営、議員おっしゃるように健全な運営をしたいということでございます。そのためには、どうしても慎重にならざるを得ない。

現在の温泉でございますけれども、このぐらい来ているというのは従業員のほうも頑張っています。というのは、私申し上げたのは、まず日本一の湯あみの場所にしようということで、浴場の清掃を極めて頻繁にやってくれ、しょっちゅうやってくれ。これは近隣の温泉場でも行ってわかると思いますけれども、夕方5時ごろ金曜日あたり行ってもごちゃごちゃになっています。ああいう状態にならないように、どういう忙しいときもきれいにするというので申ししていました。ただ、必ずしもそのようにはいっていないようではありますが、おおむねシルバー人材センターの方々が頑張っているようでございますけれども、浴場についての苦情は少なくと

も私、聞いていません。何とかいつているかと。それがまず今のところ一番の売りでございます。これをさらに磨きをかけていこうというのが現状でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

- 9 番（高野孝一君） 温泉とかは当然それを否定するわけではないので、これも亙理町に集客するための目玉の施設でもありますし、それはそれとしてうまく生かしてほしい。ただ、経営する母体を亙理町のこれからの財政負担にならないように、早期に準備しているというふうなことです。準備だからすぐ出そうな結論も出してほしいと思いますけれども、そういう期待をしていますので、ぜひ早急に結論、いい形で結論を出してもらえればと思います。

では、3番目に移ります。（3）です。パークゴルフ場整備計画における事業内容です。これは震災復興計画のプログラムにございましたが、鳥の海公園防災緑地ゾーンに整備すると説明がございました。今年度の9月議会で補正に2,800万円、整備実施設計業務委託料が計上されております。そこで面積とかコース、何ホールあるのかなど事業の内容を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） パークゴルフ場の整備計画につきましては、荒浜地区の災害危険区域内約6.4ヘクタールの敷地を活用しまして、平成30年度末を目標に整備計画としております。平成27年度には基本設計業務を発注しておりまして、平成28年度には国に対しまして補助の申請を行う予定としております。国からの補助事業としまして採択されれば平成29年度及び30年度の2カ年で工事を完了させたいと考えております。

パークゴルフ場の事業内容といたしましては、まだ計画段階ではありますが、コース36ホール分の整備を予定しております。運営方法などにつきましては、民間の活用なども含め検討してまいりたいとそのように考えております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

- 9 番（高野孝一君） まず初めにお聞きしたいんですけれども、どうして亙理町にパークゴルフを整備するのか。例えば亙理町に愛好家がいるとか、愛好のクラブがあるとか、いろいろ理由はあると思うんですけれども、その辺の整備をするための理由とございますか、それをお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 企画財政課長のほうより答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、被災地の震災復興について、いろいろなところでパークゴルフ場の建設というのがあります。震災復興交付金ではほかの被災市町村も同じで、認められていないということで、亙理町については社会資本総合整備交付金ということで、今後実施がまとまりましたら申請する予定でありまして、近隣市町を見ますと、新地あるいは相馬のほうで今パークゴルフ場ありまして、いろいろなお客さんのほうに聞いてみますと、亙理町から行っている方も結構いらっしゃるということで、今後において亙理町のほうでもパークゴルフ場ができれば町民の方、あるいは町外の方も含めてなんですけれども、利用人数はかなりの数見込めるだろうということで、亙理町についてもパークゴルフ場を建設したという経緯がございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 事業費も多分中途半端な金額ではないと思うんです。それで、利用者かなりいるというふうなかなり抽象的な説明なんですけれども、かなりとは300人なのか1万人なのか2万人なのか、その辺のリサーチとかはしているんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 近隣ですと相馬、それから先ほど言った新地、あとは北海道の伊達市もやっています、その辺でいきますとおおむねなんですけれども大体2万人規模、年間です。月にしますと大体1,600人、1日当たり55人ということで、ホール数によっても違うんですけれども、以前に比べますとパークゴルフの利用人数というのはかなりふえているということで、そういったことを踏まえますと、2万人というのは大きいのかと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 今の参考例として出した2万人は相馬にある大きなパークゴルフ場で、多分9コースの81ホール、国際パークゴルフ協会公認コースというふうな施設です。いろいろ大会を開催している関係上、そういうふうな人数が出てきたのではないですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） おっしゃるとおり、相馬の光陽パークゴルフ場、これについて年間収入が3,800万円ということですからかなり大きいです。それで、亶理町で計画予定しています4コース36ホールについては、先ほど言った北海道の伊達市が大体同じコースなんですけれども、それでいきますと年間利用が大体2万人ということで、恐らく冬期間ともあると思いますけれども、4コースの36ホールで2万人ぐらいだということで見込んでおります。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、利用金額も大体500円ぐらいかというふうに思うんですけれども、2万人で幾らになりますか。利用収入とそれにかかる整備費もあります。整備費が最終的に30年4月にオープンするのかなと思いますけれども、そこに至るまでの整備費とその地表が土なのか芝生なのか。芝生だと結構ランニングコストがかかります。そういうふうな経費も含めた年間のコストも算出してあるのであれば教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 私のほうで調べたものでいきますと北海道の伊達市、これについて芝管理も含めてなんですけれども、同じコースで年間の管理費が大体1,500万円ほどです。年間の収入が先ほどの2万人、500円で設定して2万人だとすると約1,000万円の年間収入ということで、規模的には同じですので、大体北海道の伊達市のパークゴルフ場と同じ規模かと思います。事業費については、まだこれは概算なんですけれども、約5億3,000万円ほどを今のところ見込んでおります。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、経費のほうは500万円多くなるわけです。健全な経営ではないということではよろしいんですか。これも一般会計繰り出し、財政を圧迫するような事業になると思うんですけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、例えば新地にやく草の森新地パークゴルフ場あるんですけれども、ここについては新地パークゴルフ企業組合という組合をつくっています。そのほかの大部分については指定管理制度を運用していますので、その辺でいきますと町の財源持ち出しではなく企業のほうと指定管理者制度を組ん

でいく中で、収入の面どうするか、あるいは管理費どうするかというのはその中でできるだけ町費、今言った管理に持ち出ししないような形でこれから協議していきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 先ほど整備費が約5億3,000万円のうち、国からの補助等は幾らで持ち出しが幾らかは、今わかりますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今、概算総事業費5億3,000万円で、補助事業について社会资本整備総合交付金ということで、補助率が半分です。ですから、2億6,500万円ということで、半々だと思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、開業してからはとことんですけれども、開業するまで2億6,500万円は互理町で出すというふうなことです。大変な金額ですけれども、今回の議会のほうでも将来の財政状況がなかなか厳しいというふうな中身がありますので、これも含めて、いろいろな事業も含めて、なるべく緊縮財政といいますか、出すものは出して仕方ないですけれども、無駄遣いはしないような形で進めればと。とにかく財政負担にならないようなかかわり合いでやってもらいたいと思います。

では、大きい2番目に行きます。互理ブランドについてです。以前から互理ブランドという名前は耳にしておりました。昨年11月、広報わたりに28年の4月からホームページでのショッピングサイトを開設する。みんなの互理ということで、その中で互理ブランドの一層の販路拡大を図るとしておりました。同じような商品も互理山元商工会なり互理町観光協会のホームページでも掲載されておりますけれども、それと差別しながら互理ブランドの情報発信はどのようにしていくのか。その辺を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回、構築しようとしているショッピングサイトみんなの互理につきましては、私ども互理町民にとって身近過ぎて気づかないものが、外から見るとひと手間、ふた手間加えるだけで、実は珍しいもの、秀でたものとなり、現状の限られた販路で眠っている地域資源や商品を互理町の魅力を伝えるものとして磨き上げまして、それらを通して全国に当互理町をPRすることを目的にサイトを構築し

ているところであります。

あわせて、付加価値として製品や商品にまつわる物語や思いを消費者へ伝えることで、類似品の中から選ばれるものづくりを進め、町内外からの消費及び誘客の促進を図りながら、亘理のファンづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

また、おっしゃるように亘理山元商工会、あるいは観光協会のホームページと比較して大きな違いは、直接このサイトから商品を購入できるという点が上げられまして、消費者にとっては大変に利便性が高い内容となっていると思います。今後につきましては、より一層のブランド化を図るため、亘理山元商工会、あるいは観光協会などの関係機関と連携を密にしまして、各分野で当亘理町の情報発信、PRをこのサイトで進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

- 9 番（高野孝一君） 今の町長からの答弁の中で、現況の限られた販路で眠っている商品というふうな説明がございましたけれども、こういうふうに眠らせていたのはこれまで行政がとっていた態度と違いますか扱いではなかったのかと私は思っております。こういうふうな商品は以前からあったわけです。例えば、第4次総合発展計画の中にこういうふう書いてあります。アンテナショップの活用、首都圏販路開拓、町外大都市の消費拡大に努める。しかし、努めていなかったので行政の怠慢で販路で眠っていたというふうに捉えられます。そうではありませんでしたか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 以前からPRはしていましたが、これは一つのきっかけとして、これについて補助事業で地方創生事業が全額100%で補助事業があったということで、今回を契機にというのは言い方が悪いんですけども、国費100%の事業で今までできなかったPRが今回できるということで、そういう意味から今回みんなの亘理をショッピングサイト構築ということで進めております。ですから、以前からPRを全然しないかというところではございません。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

- 9 番（高野孝一君） 全然否定はしていませんけれども、ちょっと目に見えた形では見えてこなかった。例えば、今回地方創生がなかったらそのまま埋まってしまっているんだよね。地方創生があって、全額国から来たから頑張ってバンバン何千万円使

ってやりますではなく、国の金がなくても町の活性化のためにも細々ではやっていたと言いますが、その辺が余り目立ってこなかったのも、もう少し頑張ってやるべきではなかったのかと思います。

それで、亙理ブランドと言いますが、例えばかばんだったらグッチとか何とかとありますけれども、それはある程度のブランド定義だと思うんですけども、例えば亙理ブランドの定義は何かあるんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 亙理ブランドの定義というのは特にはないんですけども、亙理町の事業者、この間ネットショッピングで取り上げる選定委員会等行ったんですけども、例えば町内にある有名な山田屋さんとかおしか商店さんとか、そういったオリジナルのいろいろなありますよね。例えばかにみそとかたいみそとかそれかららはらこ飯セットとか、そういった亙理らしい商品開発ということで、今回ネットのほうに17業者で30品目出すんですけども、亙理町で今つくっている商品、アセロラもそうなんですけれども、そういった亙理で昔からつくっていて、議員がおっしゃる昔から知られていないことがありますので、そういう意味で亙理らしいという、もともと亙理でつくっていたもの、それからあと今現在、企業がいろいろ苦労してつくったもの、いろいろな定義があると思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、極端に言うとさっき山田屋さんの話が出てきましたけれども、みそとかしょうゆというのは意外に角田でも丸森でもつくっているのかと思いますけれども、そういうのは該当しないということですよね。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 例えば、山田屋さんのほうでみそ単体ではなく、いろいろネーミングつけているんです。例えば伊達男味噌とか、そういった亙理にちなんだネーミング、PR、今山田屋さんのほうもしていますので、そういったネーミングも必要だと思うので、単純にみそを売るだけではなくそういったネーミングを考えて、今回あえてショッピングサイトのほうに出店したということがありますので、そういう意味では各事業者のほうとしてはいろいろと考えていらっしゃると思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） その中にイチゴ、生のイチゴ等が入っているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今のところは入っておりません。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

- 9 番（高野孝一君） おらほのいちご生産組合がありますよね。会社名がいちご生産組合
和みのいちごというイチゴをつくっております。この生産所も亙理ブランド品と言
っておりますけれども、このイチゴを例えばこちらの亙理ブランドとして扱って
くださいといった場合には、これはオーケーなんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 済みません。ちょっと訂正していただきたいんですけども、
おらほのいちごについては、今回ショッピングサイトのほうに、今言ったイチゴそ
のものは上げております。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

- 9 番（高野孝一君） 一般的な亙理のイチゴは仙台イチゴと言います。例えば、これから
おらほのいちご組合のほかにイチゴを出してくれというふうな場合は仙台イチゴと
いうネーミングではなく、亙理イチゴというふうな名前でも当然名前をつけるという
ふうな考えですよ。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 仙台イチゴについてはブランド名そのもので、特許だと思
います。J Aのほうでしていますので、これについては簡単に、例えば一農家が仙台
イチゴでとは多分出せないと思いますので、その辺については今後J Aと協議は必
要になってくると思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

- 9 番（高野孝一君） 仙台イチゴではなく、仙台イチゴを亙理イチゴに名前を変えるべき
ではないかというふうな話です。それで、このショッピングサイトをホームページ
のほうにアップするわけですけども、それを委託している。1月4日の河北新報
に地方創生交付金1,800万円をN P O法人の元気な日本をつくる会に委託して、会
員企業の同町のパワフルジャパン宮城、社長は横山英子社長ですけども、その社
長が会社を運営するというふうになっております。元気な日本をつくる会に関して
は、これまで亙理町のいろいろな取り組みのほうにかかわってきているので、それ
はそれでいいんですけども、このパワフルジャパン宮城は亙理町になっているん

ですけれども、どこにあって、主にどのような仕事をしている会社ですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 元気な日本をつくる会の宮城支部というんですか、それで今言った横山代表なんですけれども、亙理の拠点については住所は先ほど言った山田屋さんのところに住所、位置しています。活動拠点、亙理中心ということで山田屋さんの住所ですか、それをおかりして今活動している内容でございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、パワフルジャパン宮城は今回の地方創生交付金1,800万円の事業を主にやっているということによろしいんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 元気な日本をつくる会本部と契約しまして、それで本部から一々旅費をかけて来るのは大変ですから、地元の宮城支部の横山代表を初め、あとは本部の須田本部長がいるんですけれども、そういった方々が地方創生を含めて今ショッピングサイトの構築をしている状況でございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） その1,800万円の中身なんですけれども、どういうふうなものなのか。あと、1,800万円の数字の根拠といいますか、こちらでこういうふうな事業を算出して1,800万円です。それをどういうふうな経緯で元気な日本をつくる会に委託したのか。その辺の経緯とその数字の中身を教えてください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 元気な日本をつくる会につきましては、議員もおわかりだと思えますけれども十和田市、それから鳥取県の伯耆町、同様の地方創生ということでほかの市町村もそうなんですけれども、やっております。元気な日本をつくる会のほうで、今までの実績等を踏まえて見積もりを出していただきまして、それをもとにして町のほうで査定させていただいて契約をさせていただいたということで、具体的な金額については詳細は持ち合わせていないんですけれども、インターネットの構築、それから今言ったショッピングサイトみんなの亙理の審査会の人件費等、そういったことで総計で1,800万円でございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 1,800万円にしてはかなり簡単な説明でしかお話ししていないので、

ちょっと聞くだけでは高いというふうな気もいたします。27年度の事業で1,800万円なので、例えば27年度の実績が、決算ができたならその収支報告と実績報告書等は我々は目にすることができますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これは、決算の中で内容等について詳細出れば、それについてはご説明したいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） それで、28年度も多分継続するのかなと思いますけれども、いつごろまで継続するのか、また1,800万円投入したらどのぐらいのものが返ってくるかというふうな売り上げ目標もあると思います。その辺の目標額を示していただけばと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今のショッピングサイトにつきましては、時期がおくられて3月中にショッピングサイト開設する予定でありまして、その後何人利用するかとかその辺も含めて、ちょっと今持ち合わせございませんので、それも含めて決算時にお話ししたいと思います。いずれ、4月からショッピングサイト開設ということで、そこから実績が出てくるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） ホームページで亙理というのをひっかけるといいますか立ち上げるというのはなかなか難しいんです。亙理ブランドという名前で検索すると出てきますけれども、なかなかそうでないと難しいです。その中で、今北関東のほうで映画上映の前段で、多分亙理町のビデオ放映は始まっているはずで、2月20何日から3月25日ぐらいまでやっていますので、そういうものを見たときに多分スマホかホームページかインターネットか何かパソコンでひょっとしてやって、そのときに亙理ブランドを開いた。そうするとかにみそが出たとか、そういうことで多分販路につながるようになると思うんですけれども、なかなか一発で亙理ブランド、出てきません。そこで、ホームページも大事ですけども前にも課長に言ったことがありますけれども、フェイスブック。亙理町でフェイスブック立ち上げていないんです。イベントするときに輪を広げておけば、いいねボタンを押したときに500とか600とか800、シェアをするとそこからまた広がります。そういうのをやっていかないと、

ほかでやっていますから。そういうのを一緒にやっていく。それはそんなに金かかりませんから、そういうのをやっていかないと。やっても6カ月間実績積まないとひっかかってこないという話、専門の先生に聞きました。きょうアップしたからあしたすぐにひっかかるというものではありません。毎日毎日更新して、それが6カ月積み重なるとやっとうひっかかってくるというふうな世界ですので、世界中の方がいっぱいやっていますので。地道にやってもらわないと今回1,500万円もやっているし、いろいろな関係で実績が伴わないというふうになりますので、それは地道にやってもらいたいと思います。

それで、さっき一番最初に亶理山元商工会と私は競合してまずいのかというふうに思っていました。きのう、実は商工会のほうに電話して局長と話をして、こういう事業があると言ったら、別にそれはそれでいいんじゃないですかと。こちらで何千万円使う、こちらで何千万円と同じようなPRするのは無駄ではないかと私は思ったんですけども、いろいろな方向で亶理町をPRすることによって、それを全国の人が知り得る機会が多くなるので、それはそれでいいのではないかというようなことで、大歓迎しておりましたので、ただ、いい品物をつくる、いい販路を見つける、パッケージをよくするというのは亶理町だけではなく、商工会なりどこか連携とって一生懸命取り組むことによって、売ればさらにもものをつくる、ものをつくれば利益が上がる、人の雇用もできるというふうな6次産業化というのはそういうふうないいサイクルで回っていくので、お金があるからばんばん今出している。お金がなくなったらやめるではなく、お金がなくなるまでにそういうふうないい循環を持っていただけるようにするべきではないかと思います。

最後に何か、一言あればお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほどのSNS、フェイスブック、これについて元気会と町のほうで今後フェイスブック、いつまでとはないんですけども、立ち上げ予定です。インターネットサイトだけだとどうしてもシェア狭いものですから、フェイスブック、きょう来ている議員の方々も何名かされていますので、ぜひフェイスブックのほうでも発信した際については皆さんのシェア、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって、高野孝一議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時57分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 木 村 満

署 名 議 員 熊 田 芳 子